

# 2020年 海賊対処レポート

2021年3月

ソマリア沖・アデン湾における  
海賊対処に関する関係省庁連絡会



## はじめに

本レポートは、2010年以降、ソマリア沖・アデン湾の海賊の動向や我が国の取組とその成果等を取りまとめており、今般、2020年分を取りまとめた。

ソマリア沖・アデン湾における海賊対処については、下記の関係省庁連絡会において情報共有を行うなど、内閣官房を含めた関係省庁が一体となり、対策を検討・実施しており、引き続き、ソマリア沖・アデン湾の海賊の問題に積極的に取り組んでまいりたい。

### 【ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に関する関係省庁連絡会】

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）が主宰し、下記構成員により、ソマリア沖・アデン湾の海賊の動向等に係る情報共有を行っている。

- 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付内閣審議官
- 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
- 内閣府（総合海洋政策推進事務局）
- 法務省（刑事局）
- 外務省（総合外交政策局）
- 水産庁（資源管理部）
- 国土交通省（海事局）
- 海上保安庁（警備救難部）
- 防衛省（統合幕僚監部）

# 目 次

|   |   |        |
|---|---|--------|
| 1 | ソマリア沖・アデン湾の海賊の現状                                    | - 1 -  |
|   | (1) ソマリア沖・アデン湾について                                  | - 1 -  |
|   | (2) ソマリア沖・アデン湾及びその周辺の海賊の現状                          | - 2 -  |
|   | (3) 日本籍船及び邦船社が運航する外国籍船に対するソマリア沖・アデン湾及びその周辺<br>の海賊事案 | - 9 -  |
| 2 | ソマリア沖・アデン湾の海賊に対する国際社会及び我が国の取組                       | - 10 - |
|   | (1) 国際社会の取組   | - 10 - |
|   | (2) 我が国の取組  | - 11 - |
|   | (3) 国際社会と我が国との連携・協力・交流                              | - 25 - |
|   | (4) 取組の成果   | - 33 - |
| 3 | 我が国の海賊対策に関する内外からの評価等                                | - 36 - |
|   | 【参考資料 1】  | - 44 - |
|   | 【参考資料 2】  | - 45 - |

## コラム

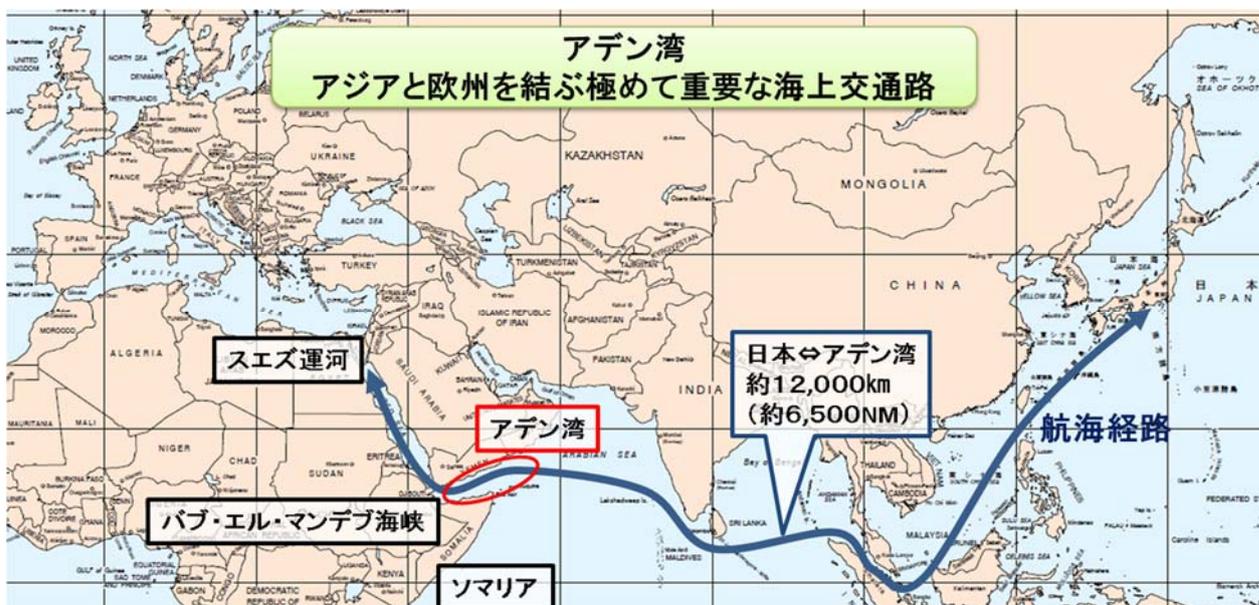
|      |                        |    |
|------|------------------------|----|
| コラム① | ソマリアってどういう国だろう？        | 7  |
| コラム② | 多国籍部隊司令官の派遣            | 13 |
| コラム③ | ジブチってどういう国だろう？         | 14 |
| コラム④ | ソマリア沖・アデン湾における海上保安官の活動 | 17 |
| コラム⑤ | 松本経済産業副大臣（当時）のジブチ訪問    | 22 |
| コラム⑥ | 新型コロナウイルス禍での海賊対処活動     | 32 |
| コラム⑦ | 海賊対処行動に対し感謝！           | 37 |

# 1 ソマリア沖・アデン湾の海賊の現状

## (1) ソマリア沖・アデン湾について

我が国は、国民の経済活動・社会生活の基盤となる各種エネルギー資源や鉱物資源、水産物、農産物やその他の資源の多くを海外から輸入しており、貿易量（トン数ベース）の99.6%を海上輸送に依存している。このため、外航船舶の航行の安全確保を図ることは、我が国経済及び国民生活にとって極めて重要である。

なかでも、日本から約12,000km離れたアデン湾は、スエズ運河に接続する紅海の入口であるバブ・エル・マンデブ海峡の東側に位置するアジアと欧州を結ぶ海上交通路であり、年間約1,600隻の我が国に關係する船舶\*が通航することから、我が国にとっても極めて重要となっている。具体的には、全世界のコンテナ貨物の約16%、日本からの輸出自動車の約18%が同海域を通過して輸送されている。



通航実績（我が国に關係する船舶）

○通航隻数：年間約1,600隻

(自動車運搬船：約25%、コンテナ船：約24%、ケミカル船：約17%、バルクキャリアー：約15%) (2020年)

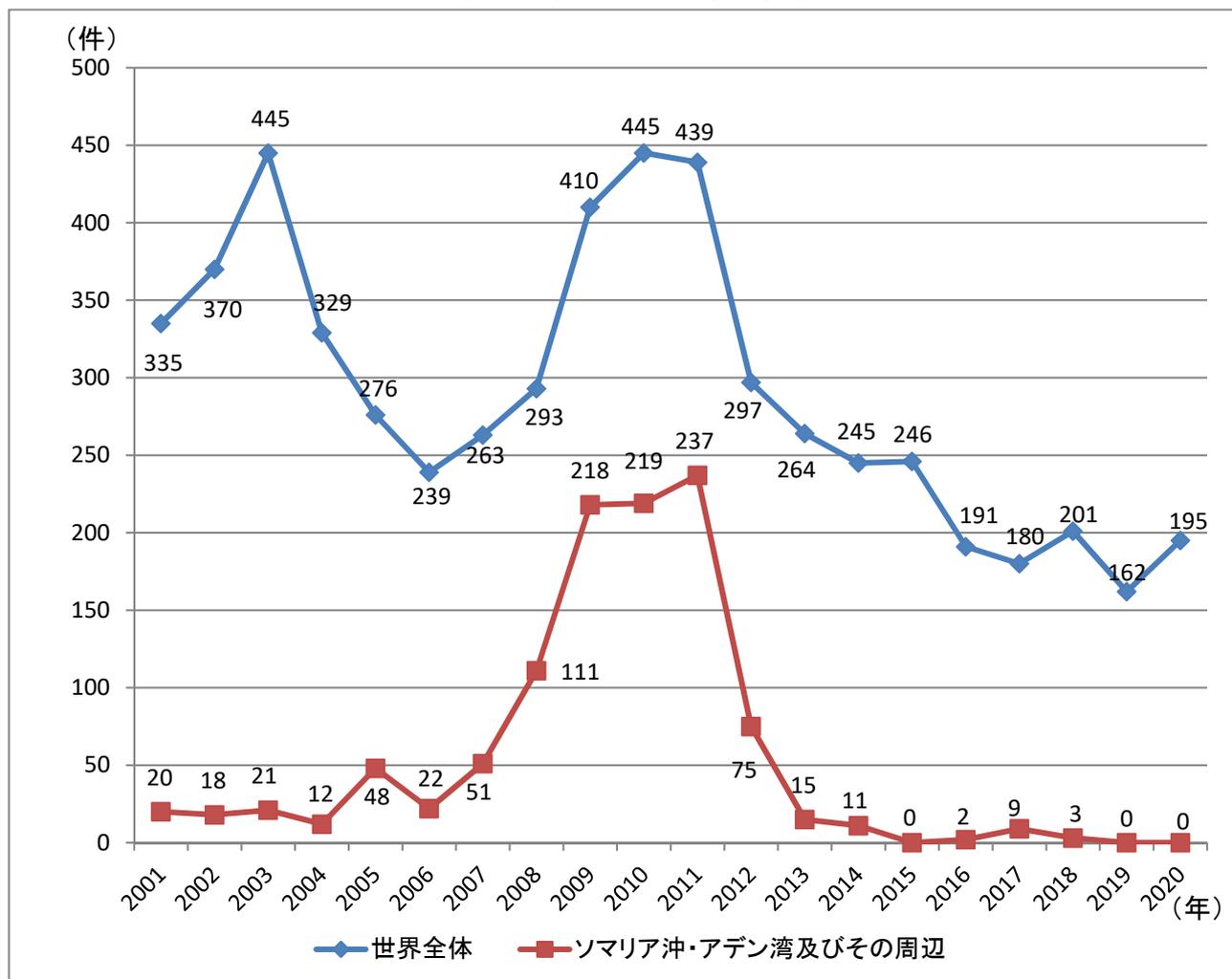
※ 我が国に關係する船舶：日本籍船、邦船社が運航する外国籍船及び邦船社が100%出資する海外子会社が運航する外国籍船（邦船3社（日本郵船、商船三井及び川崎汽船）のコンテナ事業の統合会社が運航する船舶を含む。）

## (2) ソマリア沖・アデン湾及びその周辺の世界の海賊の現状

ア ソマリア沖・アデン湾及びその周辺の海賊の活動は依然として予断を許さない状況であり、引き続き国際社会の取組が必要

2020年の国際商業会議所（ICC：International Chamber of Commerce）国際海事局（IMB：International Maritime Bureau）の年次報告書によれば、2020年の全世界の海賊・武装強盗事案（以下「海賊事案」という。）の発生件数は195件であった。全世界の海賊事案の発生件数の減少は、ソマリア沖・アデン湾及びその周辺（※1）の海賊事案発生件数の減少に大きく依拠しているといえる（図1）。

図1 ソマリア沖・アデン湾及びその周辺の海賊事案発生状況（IMB 年次報告）



※1 IMB 報告書では、ソマリア沖・アデン湾を取り囲むアラビア海、オマーン沖、紅海等の一部を含む海域。

2008年から急増したソマリア沖・アデン湾及びその周辺の高賊事案発生件数は、2009年が218件、2010年が219件、2011年が237件と増加の一途をたどり、全世界の発生件数の半数以上を占めるに至り、船舶航行の安全に対する脅威として大きな国際的関心を集めた。近年は、国際社会の様々な取組の結果、高賊事案の発生件数は低い水準で推移している。

この減少の理由は、前述のIMB年次報告書でも指摘されているとおり、ソマリア沖・アデン湾における自衛隊を含む各国海軍等による高賊対処活動の継続、商船側によるベスト・マネジメント・プラクティス（BMP：国際海運会議所等、海運に関連の深い各種団体により作成された、高賊による被害を防止し又は最小化するための船舶運航者による措置（船舶による高賊行為の回避措置、船内の避難区画（シタデル）の整備等）をまとめたもの）や商船への武装警備員の乗船等の自衛措置の実施といった、国際社会による高賊対策の成果の現れであるといえる。とりわけ、各国海軍等による高賊対処活動は高賊に対する抑止力となっている。また、2012年、ソマリアが1991年に内戦に突入して以来、初めて統一政府が樹立されたことも要因として挙げられる。

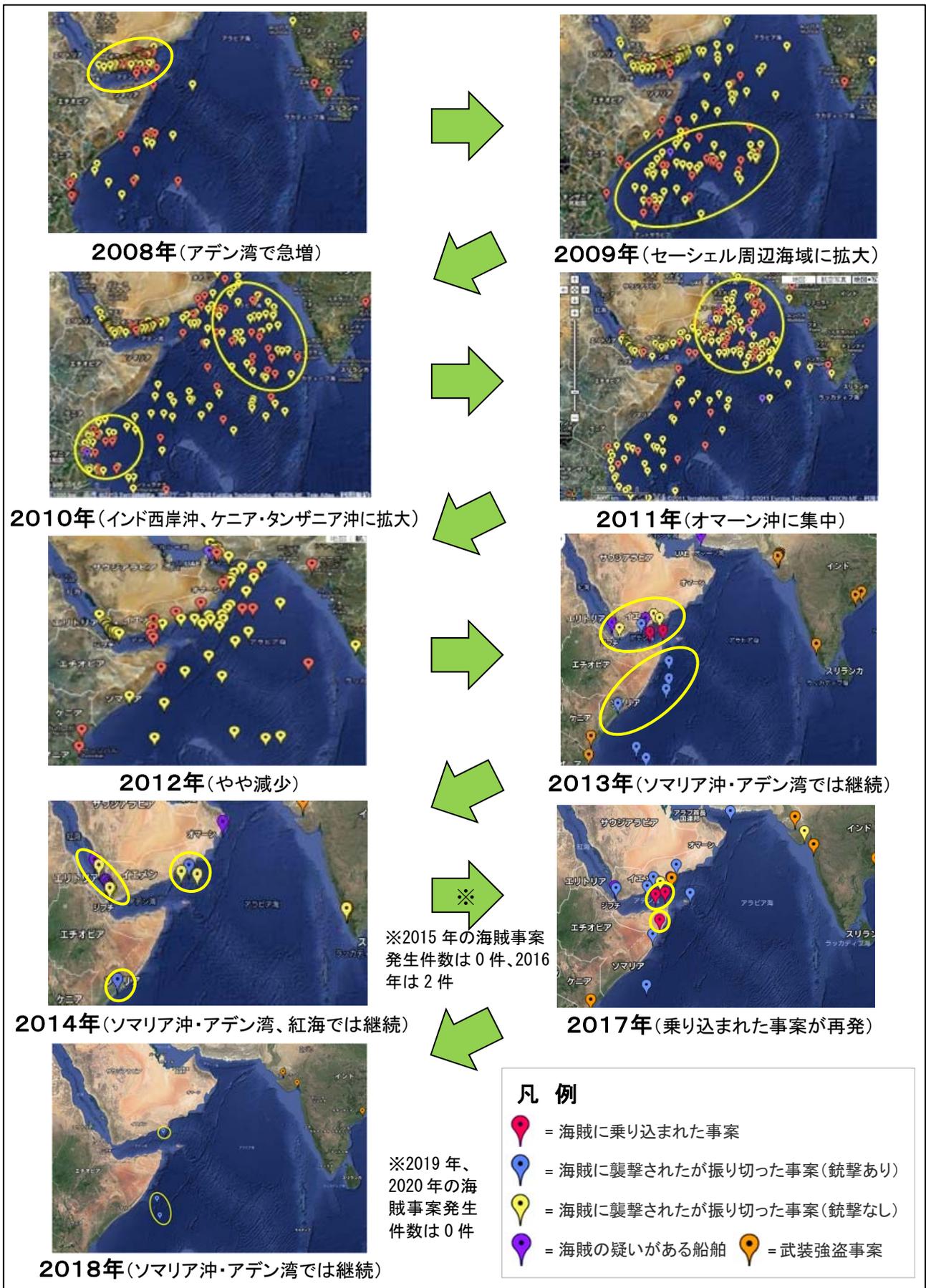
とはいえ、現在でもソマリア沖・アデン湾では高賊のものと思われる不審な船舶が確認されている。高賊事案は減少したものの、高賊の背後にある犯罪組織は壊滅されたとは見られておらず、引き続き船舶航行の安全に対する脅威となっている。

また、高賊発生背景とされるソマリア国内の脆弱な経済状況や、代替生計手段の欠如、不安定な治安及び脆弱な統治構造等の問題は解決しておらず、ソマリア自身で高賊を取り締まる能力はいまだ不十分である。かかる現状を踏まえれば、依然としてソマリア沖・アデン湾の状況は予断を許さず、国際社会による継続した取組がなければ、再び高賊行為が多発・活発化するおそれがある。

## イ ソマリア沖・アデン湾及びその周辺の高賊事案の発生海域の変化

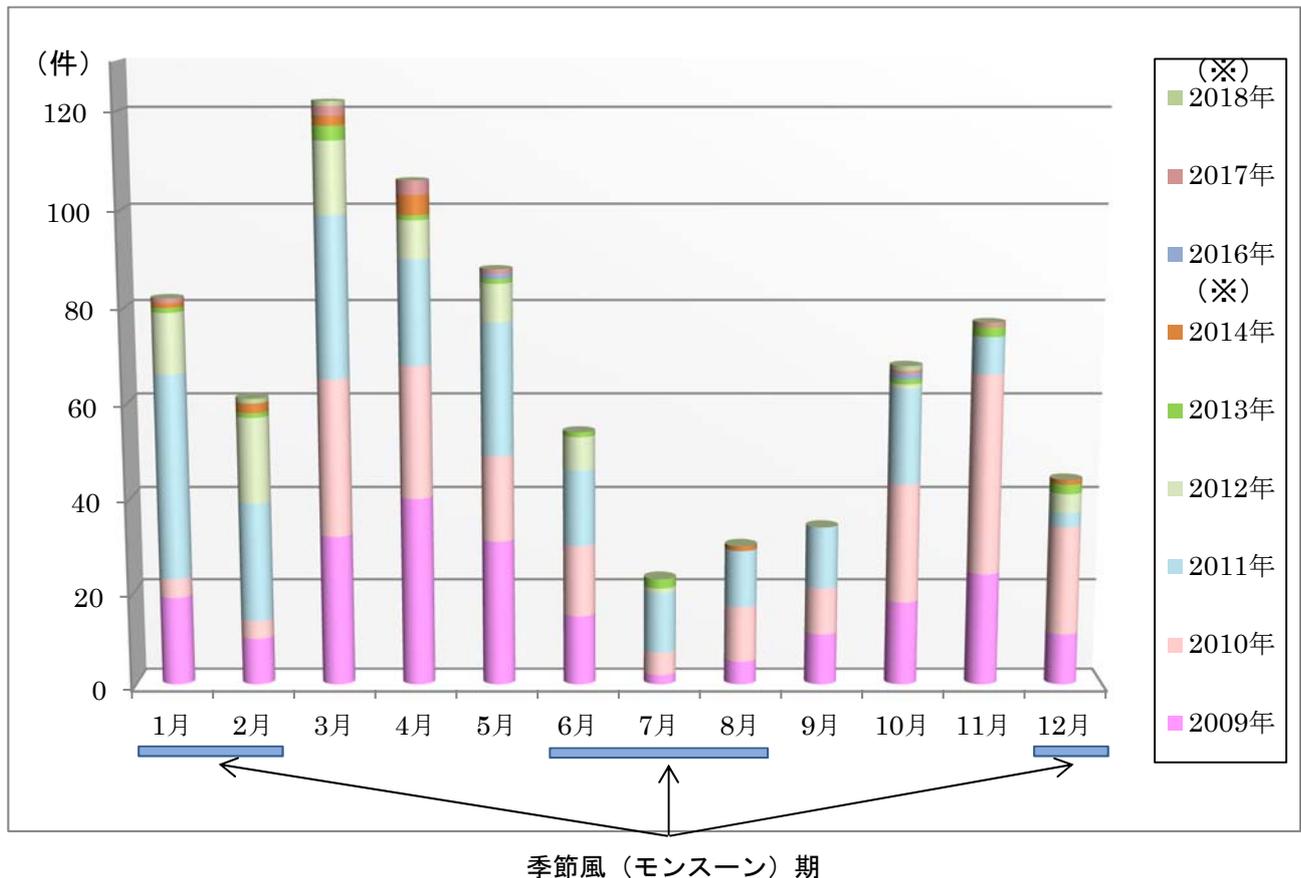
高賊事案が急増した2008年は、高賊事案の大部分がアデン湾に集中していた。高賊対処のために、約30か国がソマリア沖・アデン湾に軍艦・軍用機等を派遣して取締活動を強化する一方で、高賊事案は、2009年にはソマリア東方海域、特にセーシェル周辺海域で増加するようになり、2010年には、ケニア・タンザニア沖や西インド洋の広大な海域へと拡大していった。その後、2011年から2012年前半にかけては、ペルシャ湾からの石油輸送ルートの近傍となるオマーン沖に集中して発生するようになった。2012年後半以降、高賊事案発生件数は減少し、2020年には発生が確認されなかったが、ソマリア国内の貧困や失業等、高賊を生み出す根本的な原因はいまだ解決しておらず、高賊による脅威は引き続き存在している（図2）。

図2 海賊事案の発生海域の推移



また、ソマリア沖では、毎年夏と冬の一定の時期に季節風（モンスーン）が吹き、沿岸諸国の海上貿易・交通に大きな影響を与えている。小型船舶を使用する海賊にとってモンスーンの影響は大きいと考えられ、過去の実績発生件数は、モンスーン期に減少している（図3）。

図3 ソマリア沖・アデン湾及びその周辺の実績発生件数の月別推移



※ 2015年、2019年及び2020年の海賊事案発生件数は0件

### ウ ソマリア沖・アデン湾の海賊の手口と対処法

世界で発生している海賊事案は、主に夜間、錨泊中もしくは係留中の船舶に侵入して乗組員の金品や船舶の備品等を奪取するといった、いわゆる強盗のケースが多い。一方、ソマリア沖・アデン湾の海賊は、近年、発生件数が低い水準で推移しているが、過去発生した事案においては、主としてハイジャックを目的に航行中の船舶を自動小銃やロケット・ランチャーで襲撃するケースがほとんどである。その手口は、遠方への航行能力を有する母船に数隻の襲撃用の高速小型ボートを搭載又は曳航して洋上を徘徊し、ターゲットとする船舶に向けて小型ボートで接近して発砲し停船させるか、あるいはターゲットに接近したところで、はしごやロープを引っかけて船へ乗り込み、船舶そ

のものを支配し、乗組員を人質として身代金を要求するのが一般的である。

また、ハイジャックした商船を海賊母船として使用することでさらに遠洋での活動も可能となり、不意をついて他の商船を襲撃するといった事案も発生している。中には、護衛を受けていた商船に対する襲撃や軍艦に対する攻撃も発生した。

このほか、海賊とみられる小型ボートが距離を取りつつ商船の周囲を航行する事例も報告されており、武装警備員の有無等をうかがっていたのではないかと、という指摘もある。



商船に乗り移ろうとする海賊



ロケット・ランチャーを構える海賊

人質に向かって銃を構える海賊



商船が海賊の襲撃やハイジャックを回避する手段としては、①船舶の増速、ジグザグ航行、放水等の回避運動・措置の実施、②乗船中の武装警備員による威嚇・警告射撃・応戦等の実施、③軍艦等への救援要請、④シタデルと呼ばれる船内の緊急用の避難区画への退避等がある。

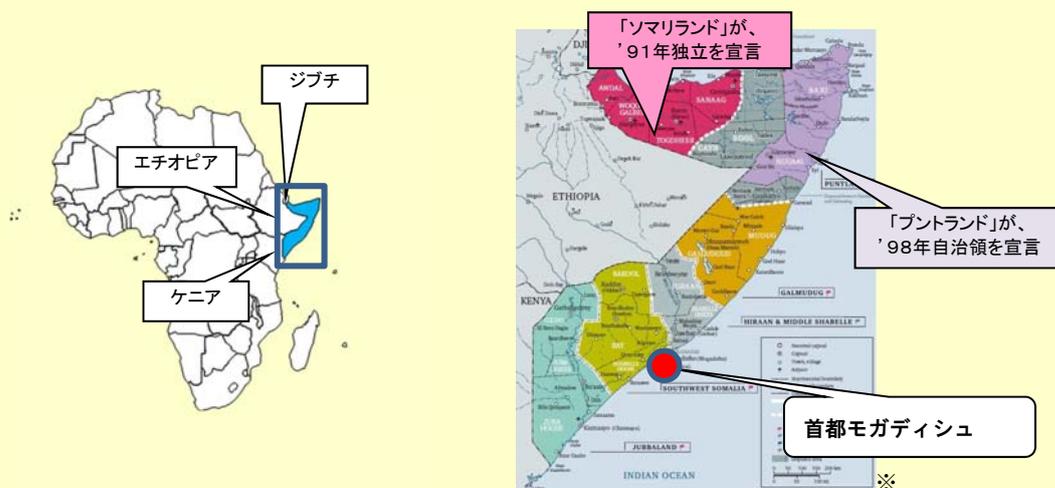
IMB の年次報告書によれば、上記対応の成果もあり、2011年以降多くの船舶がハイジャックを回避している（図4）。

図4 回避船舶の回避手段の実施状況・実施率

|                           | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 |
|---------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ソマリア沖・アデン湾及びその周辺の海賊事案発生件数 | 237   | 75    | 15    | 11    | 2     | 9     | 3     |
| うち、ハイジャック回避件数             | 209   | 61    | 13    | 11    | 2     | 6     | 3     |

※2015年、2019年及び2020年の海賊事案発生件数は0件

## コラム① ソマリアってどういう国だろう？



ソマリア連邦共和国は、ソマリ族の遊牧民が多く住む国で、1960年にイタリア信託統治領ソマリア及び英国領ソマリランドが独立・合併して誕生しました。1991年、長く政権の座にあったバレ大統領が追放されると、氏族同士による激しい内戦に突入し、全土を実効支配する政府不在の下、北部の「ソマリランド」、北東部の「プントランド」がそれぞれ独立や自治を宣言するなど、国内は混乱を極めていました。

2005年、周辺諸国の仲介で暫定連邦「政府」(TFG)が成立し、国際社会の支援の下で和平プロセスが進められた結果、2012年、21年ぶりに統一政府が樹立されました。

しかし、1991年以降の内戦により国内インフラが著しく破壊され、経済基盤は壊滅的な打撃を受けており、さらには、同国を拠点に活動するイスラム過激派組織「アル・シャバーブ」によるテロがたびたび発生しています。2017年10月には首都モガディシュにおいて死者500名を超える爆弾テロが発生、2019年7月には、モガディシュ市長が殺害され、2020年には、プントランドでも政府要人の殺害が相次ぎました。かかる状況の中、2020年末時点で、アフリカ連合ソマリア・ミッション (AMISOM) の平和維持部隊員約2万人がソマリアに派遣されています。

ソマリアでは天災もたびたび発生しており、2020年には、過去25年間で最大規模のサバクトビバッタの発生により農作物が多大な被害を受けたほか、8月には、国連高等弁務官事務所 (UNHCR) が、季節性の大雨による洪水で65万人以上が避難民となったと発表しました。また、11月には、ソマリア観測史上最大のサイクロンにより、12万人が影響を受けたとされています。

2018年の世銀の統計によれば、ソマリアの一人当たり GDP は約315米ドルであり世界最貧国の一つとされています。こうした貧困問題のほか、行政・治安機関の能力不足などが海賊事案の発生しやすい要因となっています。なお、海賊事案の発生件数は近年低い水準で推移しているものの、海賊行為を行う犯罪集団は、現在は多国籍部隊に取り締まりを受けるリスクがより低いと考えられる犯罪行為（密輸等）へと活動を多様化させているとの指摘もあり、状況が許せば再び海賊行為を活性化させる可能性があります。

対策として、人口の約80%を35歳未満の若年層が占めると言われる中で、海賊や反政府武装集団などに生活の糧を求める若者に対し、雇用の機会を創出し、国の健全な成長を促すことが急務となっています。

我が国は、ソマリアにおける国家再建に向けた平和の定着と経済社会安定化のため、基礎的社会サービスの回復、治安維持能力の向上、若年層の社会統合を含めた国内産業の活性化を重点分野として支援を行っています。

#### ○ 我が国によるソマリア支援の例

- ・ 2019年度補正予算による UNICEF を通じた職業訓練。



我が国の支援による職業訓練の様子（写真提供：UNICEF）

雇用機会の創出

収入の増加



国の健全な成長+地域の安定化

※地図出典：

[https://www.chathamhouse.org/sites/files/chathamhouse/field/field\\_document/20150902SomaliaFederalFutureMosley.pdf](https://www.chathamhouse.org/sites/files/chathamhouse/field/field_document/20150902SomaliaFederalFutureMosley.pdf)

### (3) 日本籍船及び邦船社が運航する外国籍船に対するソマリア沖・アデン湾及びその周辺の海賊事案

ソマリア沖・アデン湾及びその周辺の海賊による日本籍船及び邦船社が運航する外国籍船の近年の被害状況は、後述【参考資料1】のとおりである。2020年に国土交通省に報告された日本籍船及び邦船社が運航する外国籍船に対する同海域の海賊による被害はない。

しかしながら、同海域を通航する船舶が、海賊船と疑われる不審な船舶から追跡を受ける事案が近年発生している。



これまでにソマリア沖・アデン湾で発見された海賊らしき不審な船舶

## 2 ソマリア沖・アデン湾の海賊に対する国際社会及び我が国の取組

### (1) 国際社会の取組

ソマリア沖・アデン湾の海賊の問題に対処するため、多くの国連安保理決議が採択されており、海賊抑止のための軍艦・軍用機の派遣、ソマリア周辺国での情報共有センター（ISC：Information Sharing Centre）の設立支援、ソマリアの海上法執行能力向上支援等の協力が呼びかけられてきた。2020年に採択された安保理決議第2554号においても、海賊抑止のための軍艦・軍用機の派遣等が改めて呼びかけられている。

2009年以来、各国、各機関、海運業界等による海賊対策や国際協力の調整・情報交換を目的としてソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ（CGPCS）が設置されている。最近では、2020年12月に、ケニアが議長国となったCGPCS会合がオンラインで開催された。

また、2019年のG7ディナール外相会合共同コミュニケ他においても、海賊その他の海上犯罪行為の防止に貢献することがうたわれている（図5）。

図5 国際社会による対策

2020年12月現在

| 国連安保理  | ソマリア沖海賊<br>コンタクト・グループ会合   | その他の国際会議  |
|--|---|---|
| <p>累次の国連安保理決議を採択し、海賊抑止のための協力を呼びかけ</p> <p>第1816号、第1838号、第1846号、第1851号(2008)<br/>第1897号(2009)<br/>第1918号、第1950号(2010)<br/>第1976号、第2020号(2011)<br/>第2077号(2012)<br/>第2125号(2013)<br/>第2184号(2014)<br/>第2246号(2015)<br/>第2316号(2016)<br/>第2383号(2017)<br/>第2442号(2018)<br/>第2500号(2019)<br/>第2554号(2020)</p> | <p>国連安保理決議第1851号に基づき、ソマリア沖海賊対策に関する国際協力の枠組みとして2009年1月に設立され、その後定期的に会合が開催されている（これまで23回開催）。2009年の第4回会合では日本が議長国を務めた。</p> | <p><b>○IMO ジブチ会合</b><br/>2009年1月、国際海事機関（IMO）はソマリア周辺海域海賊対策会合（ジブチ会合）をジブチにて開催し、ソマリア周辺の16か国が参加。周辺国の海上保安能力強化の重要性を強調し、海賊対策に関する「ジブチ行動指針」を採択。（日本、米国、英国等はオブザーバー参加）</p> <p><b>○G7 プロセス</b><br/>G7ディナール外相会合共同コミュニケ（2019年4月6日）<br/>「我々は、海賊行為、海上武装強盗、海洋空間での国境を越える組織的犯罪及びテロ、人身取引、移民の密輸、武器・違法薬物取引及び違法・無報告・無規制（IUU）漁業を含む海における違法な活動との闘いへのコミットメントを改めて表明する。我々は、違法な海洋活動を減少させ、一層実効的な海洋ガバナンス、法執行能力及び海洋空間における地域協力に向けて取り組む上での、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ、ジブチ行動指針関係国、G7+ギニア湾フレンズ・グループ、アジア海賊対策地域協力協定の活動を称賛する。我々は、ヤウンデ行動指針の運用における進展を賞賛し、アフリカにおける海洋安全保障上の課題に対処するための各国及び地域主導の取組を前進させる上でのより一層の進展を奨励する。」</p> <p><b>○第7回アフリカ開発会議（TICAD7）</b><br/>横浜宣言（2019年8月）<br/>「海賊行為、違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び他の海上犯罪との闘い並びに国際法の諸原則に基づくルールを基礎とした海洋秩序の維持を含む海洋安全保障の分野において、二国間、地域的及び国際的なステークホルダーの協力を促進する必要性を強調する。」</p> |

### 各国・各機関による海賊対策概況（報道等公開情報による）

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p><b>EUNAVFOR</b><br/>EU海上部隊アタランタ作戦<br/>＜2008年12月開始＞</p> <p>参加国は、オランダ、ドイツ、スペイン、フランス等</p> | <p><b>CMF CTF-151</b><br/>（連合海上部隊第151連合任務部隊）<br/>＜2009年1月開始＞</p> <p>参加国は、日本、米国、英国、トルコ、シンガポール、韓国、パキスタン等</p> | <p><b>各国独自の活動</b></p> <p>日本、ロシア、インド、韓国、中国等が自国の艦船をソマリア沖・アデン湾へ派遣</p> |
|---|--|--|

## (2) 我が国の取組

### ア 海賊対処行動のこれまでの経緯と活動概要

#### (ア) これまでの経緯

2009年3月、内閣総理大臣の承認を得て海上警備行動が発令され、海賊対処のために海上自衛隊の護衛艦2隻(司法警察活動のための海上保安官8名が同乗)をソマリア沖・アデン湾に派遣して、同湾を通航する商船等の護衛活動を開始した。また、同年5月、海上自衛隊のP-3C哨戒機2機を派遣して、同年6月、同湾の警戒監視活動を開始した。

2009年6月に「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」(以下「海賊対処法」という。)が成立し、同年7月から同法に基づく海賊対処行動(図6)として、自衛隊の部隊(海賊行為への対処を護衛艦により行う部隊と航空機により行う部隊。護衛艦には引き続き海上保安官が同乗)が、ソマリア沖・アデン湾において海賊行為に対処するための護衛活動及び警戒監視活動を、アデン湾に面するジブチを拠点に行っている<sup>※1</sup>。

図6 自衛隊の海賊対処行動の概要



## (イ) 活動概要

### ○ 派遣海賊対処行動水上部隊

派遣海賊対処行動水上部隊は、海上自衛隊の護衛艦により海賊行為への対処を行うための部隊であり、アデン湾を往復しながら民間船舶を直接護衛するエスコート方式<sup>\*2</sup>と、状況に応じて割り当てられたアデン湾内の特定の区域で警戒に当たるゾーンディフェンス方式<sup>\*3</sup>により、航行する船舶の安全確保に努めている。

また、それまで護衛艦2隻により活動を実施していたが、民間武装警備員の乗船といった民間船舶による自衛措置の実施が浸透してきたこともあり、直接護衛の所要は減少傾向にあった。こうした傾向は今後も継続すると見込まれたことから、2016年11月1日、同年12月にアデン湾で活動を開始する第26次水上部隊から、護衛艦の隻数を1隻とすることを決定した。

### ○ 派遣海賊対処行動航空隊

派遣海賊対処行動航空隊は、海上自衛隊のP-3C哨戒機2機により海賊行為への対処を行うための部隊であり、連合海上部隊(CMF: Combined Maritime Forces)の第151連合任務部隊(Combined Task Force 151、以下「CTF151」という。)との調整により決定した飛行区域において警戒監視を実施し、不審な船舶の確認を行うとともに、護衛艦、他国艦艇及び民間船舶に対し情報提供を行っている。これにより、民間船舶は海賊を回避し、他国艦艇は効率的に警戒監視を行うことが可能となり、海賊行為の未然防止に大きく寄与している。

### ○ 派遣海賊対処行動支援隊

派遣海賊対処行動支援隊は、航空隊を効率的かつ効果的に運用するために、ジブチ国際空港北西地区に整備された活動拠点において、同拠点の警備や維持管理などを実施している。

### ○ 第151連合任務部隊司令部派遣隊

バーレーンに本部を置く連合海上部隊は、2009年1月に海賊対処のための多国籍部隊として、CTF151を設置した。CTF151へは、これまでに米国、オーストラリア、英国、トルコ、韓国、パキスタン等が参加している。

我が国は、海賊対処を行う各国部隊との連携強化及び自衛隊の海賊対処行動の実効性向上を図るため、2014年7月に、自衛隊からCTF151司令部に、司令官・司令部要員を派遣する方針を閣議決定し、同年8月以降、CTF151司令部要員として海上自衛官を派遣している。また、CTF151の司令官は、約3～4か月ごとに参加国の間で持ち回りにより交代しており、自衛隊からは2015年5月下旬から同年8月下旬、2017年3月上旬から同年6月下旬、2018年3月上旬

から同年6月下旬及び2020年2月下旬から同年6月下旬までの間、海上自衛官をCTF151 司令官として派遣している。

なお、CTF151 司令部と参加部隊との関係は、指揮関係ではなく、連絡調整の関係であり、参加部隊はそれぞれの国内法的・能力的制約の範囲内において行い得る活動を実施することとなっている。

- ※1 海賊対処行動に基づき派遣された自衛隊の部隊が対処した主な事案の概要は後述【参考資料2】のとおり。
- ※2 エスコートする航路については、モンスーンの影響により海賊発生海域が変化するというこれまでの経験を踏まえ、モンスーンの影響が小さく海賊が遠洋に進出する傾向のある時期には航路を約200km 東方に延長するなど、柔軟な運用を図っている。
- ※3 艦艇が特定の海域の中にとどまって警戒監視を行うことにより、航行する船舶を海賊行為から防護する活動。担当海域は、ソマリア沖・アデン湾のうち、CTF151 司令部から参加する各国の部隊の艦艇に対して割り振られる。

## コラム② 多国籍部隊司令官の派遣

### ○ CTF151 司令官として派遣された石巻海将補の談話

私は2020年2月下旬から約4か月間にわたり、バーレーンにおいてCTF151 司令官として勤務し、ソマリア沖・アデン湾において諸外国海軍艦艇及び航空機が参加して実施する海賊対処の任務に従事しました。CTF151 司令部には海上自衛官16名を含む世界8か国から約30名のスタッフが参加し、互いの言葉や文化の壁に加え、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、司令部活動における様々な制約をも乗り越え、全員が一丸となって任務を遂行しました。

近年、この地域の高賊事案の発生件数は低い水準で推移しており、私の在任中も海賊と認定された事案はありませんでした。しかしながら、これは我が国を含む関係各国が協調して海賊対処活動に取り組んだ結果であり、CTF151 も EU 海上部隊や沿岸国海軍、関係海事機関などと密接に連携して活動を行っています。

現地の情勢は依然不安定なことに変わりなく、引き続き活動を継続する必要があります。海洋国家である我が国の平和と繁栄のためには、安定した海洋秩序が必要不可欠であり、海上自衛隊も引き続き、海賊対処をはじめとする海洋安全保障の確保のため、求められる役割を果たしていきます。



前期CTF151 司令官（クウェート）から指揮を引き継ぐ石巻海将補（右）

### (ウ) ジブチについて

ジブチ共和国は、ソマリア連邦共和国の西方に位置し、アデン湾に面している。人口は約100万人で、国民の約3分の2が首都で港湾都市のジブチ市に住んでいる。アフリカとアラブの間の通商の十字路にあり、7世紀ごろにはイスラム教が広がっていったようで、今日も国民の大部分はイスラム教徒となっている。19世紀にフランスの植民地となり、1977年に独立した後、1999年にゲレ大統領が当選して再選を経て現職を維持している。



### コラム③ ジブチってどういう国だろう？

ジブチ共和国は、四国の1.3倍程の面積の国土に百万人弱の国民が居住し、特段の天然資源もなく、年間降水量も155ミリと極端に少なく、国土の大半が玄武岩で覆われて農業にも適さないという厳しい条件の国です。しかし、アフリカとアラブ世界の接合部に所在し、欧州とインド洋を繋ぐバブ・エル・マンデブ海峡を扼するその地理的位置が、ジブチに地勢戦略上の「重要国」としての価値を与えています。

2001年の米国同時多発テロ事件以降、従来から駐留するフランス軍に加え、米軍、イタリア軍等の外国軍の基地が開設されてきました。2000年代後半になると、ソマリア沖で海賊事案が多発するようになり、外国の部隊が海賊対処にあたるため、主にジブチを拠点として活動を開始しました。

ジブチ経済は、GDPの約7割を占める港湾サービス及び鉄道輸送等による第3次産業、各国駐留軍による経済的効果、そして外国等からの援助の3つで成り立っています。ジブチ港は、東アフリカ随一の大国で内陸国のエチオピア経済を支える外港としての役割を担っており、バブ・エル・マンデブ海峡の航行の安全は、ジブチと東アフリカの安定にとっても極めて重要な要素となっています。ここ数年のジブチの経済成長率は、世銀資料によると、アフリカ、中東でも群を抜いています。

残念ながら世界に余り知られていませんが、観光資源としても、塩分濃度世界一のアッサル湖、ジンベイザメと泳げるタジュラ湾、「猿の惑星」撮影ロケ地となったアベ湖、大地溝帯の絶景など多彩なものがあります。このようなジブチの発展を支えている大きな理由は、国内治安の安定だといってよいでしょう。アフリカの角地域で国境問題や武力衝突の問題等が指摘される中、ジブチは、90年代に民族問題で内戦を経験したものの、21世紀に入り、現在のゲレ大統領の下で継続して安定と成長を享受しています。

その理由のひとつとして、ゲレ政権の下で、外国の基地の建設を進めたことが挙げられます。独立当初から、旧宗主国として所在し、ジブチと共に国防の任を負うフランス軍はもとより、対テロ戦争を機に米国が基地を置き、その後、イタリア、中国が軍事基地を開設し、ドイツ、スペインもフランス軍基地に部隊を常駐させています。国内が安定しているので各国が基地を置く、そして外国軍が駐留するからますます治安が安定するという、まさに「正のスパイラル」が働いているといえます。我が国の自衛隊も、2009年以降、ソマリア沖・アデン湾の海賊対処活動にとともに、自衛艦が補給のために寄港するとともに、2011年には航空機の哨戒活動を継続的に実施するための拠点を設置し、2021年3月現在、約120名の支援隊要員と、約60名の航空隊要員が、ジブチの地において常時活動する体制を敷いています。

活動拠点開設と軌を一にして、2012年元旦に在ジブチ日本国大使館が開設され、外交機能も一段と強化されることとなりました。ジブチ独立間もない時期から始まった日本による対ジブチ支援は、広く市民レベルに浸透しており、ジブチ国民の親日感情醸成に多大な寄与をしてきたと言えます。その範囲は、治安、教育、インフラ、保健衛生など多岐にわたっており、自衛隊拠点開設をひとつの契機として、大きく拡充されてきました。

治安関連では、2020年12月3日に、ジブチ沿岸警備隊が開隊10周年を迎えましたが、巡視船艇の供与から教育訓練に至るまで、JICAの枠組みと海上保安庁の協力を通じて、我が国は、その創設以来、常に二人三脚でジブチ沿岸警備隊を支援してきました。また、教育面では、1995年に日本の援助で建てられたフクザワ中学は、生徒数2,500人以上の最大規模の中学として、学区外からの就学希望者も多い、レベルの高い学校となっているほか、本年、更に新しい大規模小中学校の建設が日本の支援で開始されることとなりました。

そのほか、ジブチ湾を挟んで国民の足となっているフェリーの供与、エチオピアとの大動脈となっている国道1号線の補修、世界有数の暑さを誇るアファール盆地と大地溝帯がもたらす地熱開発試掘や、水資源管理技術確立の研究など、日本の援助はジブチ国民の隅々まで裨益する内容が盛沢山となっています。2019年のアフリカ開発会議（TICAD7）では、ビジネス促進が議論の中心となりました。今後は、ジブチに日本からの投資を呼び込むことが重要な課題となります。

2021年は、自衛隊がジブチに拠点を構えて10周年、日・ジブチ関係にとってひとつの区切りとなる年です。世界の海上交通の大動脈に面し「自由で開かれたインド太平洋」の要衝に位置するとともに、アフリカ有数の親日国であるジブチを、我が国にとっての「アフリカへのゲートウェイ」とすべく、更なる関係強化が期待される年でもあります。国の発展の基盤は平和と安定です。これまで、主として自衛官と海上保安官の現場での努力によって積み上げられてきた海賊対処活動は、世界の海上交通の安全と共に、ジブチの平和と安定にも寄与してきたと言って過言ではないでしょう。この地域随一の安定した親日国家ジブチの更なる発展と、その結果としての日本の繁栄のために、当地に所在する外交官、自衛官、JICA関係者を始めとする「日本チーム」は、今後とも一丸となって活動してまいります。ジブチという国と、ジブチにおける様々な日本の取組について国民の皆様の一層の御理解と御支援を賜りたいと存じます。

【ジブチ共和国駐箚特命全権大使 大塚海夫】



ワイス沿岸警備隊長官と  
日本が供与した巡視艇上にて



日本のODAで補修された  
ジブチ国道1号線完工式にて

## コラム④ ソマリア沖・アデン湾における海上保安官の活動

ソマリア沖・アデン湾に派遣される海上自衛隊の護衛艦には、派遣当初から、海賊事案が発生した場合の司法警察活動を行うため、海上保安官8名がソマリア周辺海域派遣捜査隊として同乗しています。

我々第37次派遣捜査隊は、2020年9月13日に長崎県佐世保市を第5護衛隊護衛艦「ありあけ」に乗り組んで出港し、ソマリア沖・アデン湾への航海中に海上自衛官とともに研修や訓練を重ね、知識を共有し緊密な連携を深め、任務に就いています。

第36次派遣捜査隊から業務を引き継いでから現在のところ、海賊事案発生の情報はありませんが、ソマリア周辺海域における海賊の脅威は、依然として存続しています。また、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症に対しても、その感染防止に万全を期す必要があるため、上陸が厳しく制限され、心身ともに大きな負担を感じる過酷な状況での任務となっていますが、海賊事案発生時には、迅速かつ的確に司法警察活動に移行できるよう緊張感を持って日々の業務にあたっております。

今後とも、航行する世界各国の様々な船舶の安全・安心を確保するため、海上自衛官とともに任務遂行に全力を注ぎます。

【第37次ソマリア周辺海域派遣捜査隊長 梅本大輔】



第36次派遣捜査隊（後）  
及び第37次派遣捜査隊（前）

監視警戒に当たる派遣捜査隊



## イ 2020年の海賊対処行動の実績

### 護衛艦による護衛活動

- 護衛回数：17回  
(海賊対処法に基づく護衛開始以来の累計847回。以下同じ。)
- 護衛隻数：20隻(累計3,922隻)
  - <内訳> ・日本籍船 2隻(累計24隻)
  - ・邦船社が運航する外国籍船4隻(累計691隻)
  - ・その他の外国籍船14隻(累計3,207隻)



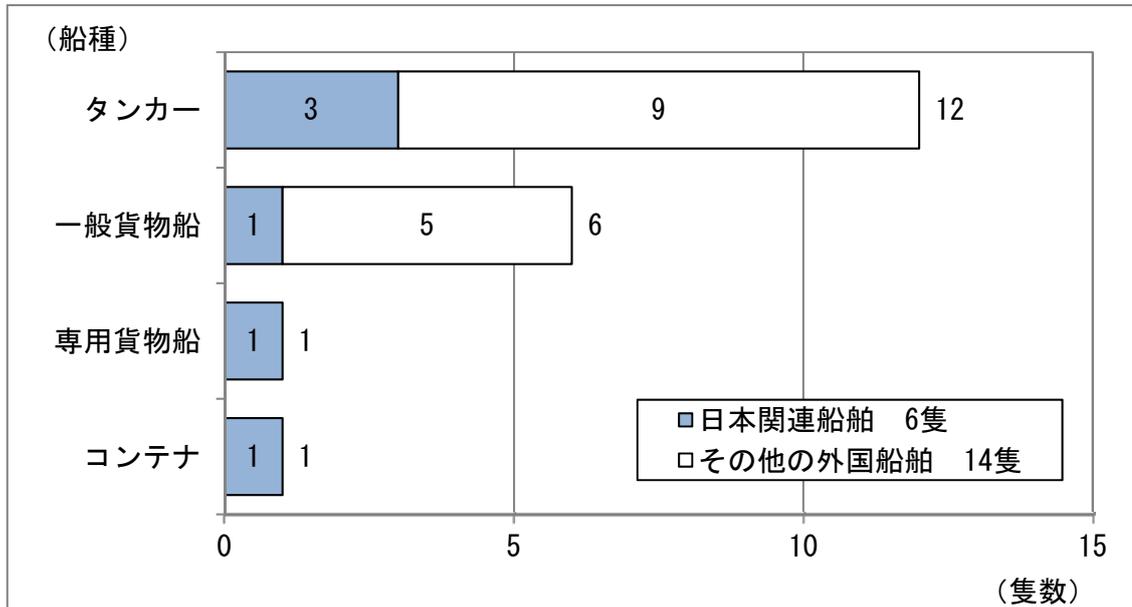
商船を護衛する護衛艦



警戒監視のために護衛艦から発艦するヘリコプター

## 被護衛船舶の概要

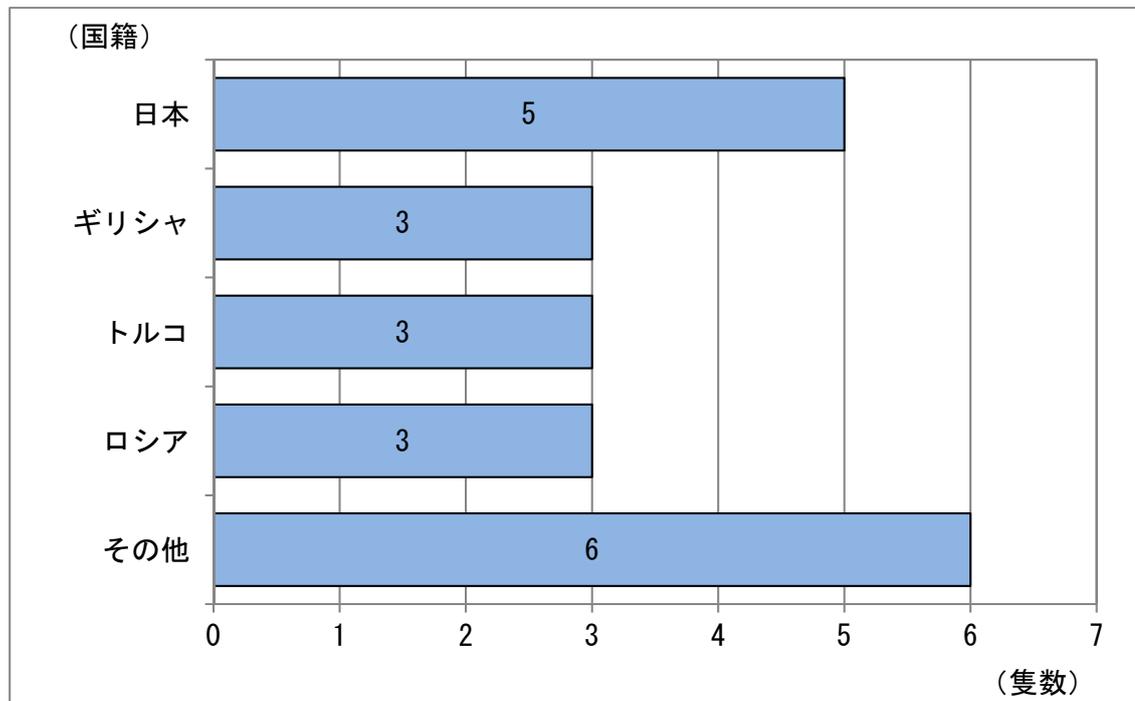
### ○ 船舶の種類の内訳



※ 日本関連船舶：日本籍船、邦船社が運航する外国籍船及び日本企業が船主、船舶管理会社等、日本に関連のある船舶

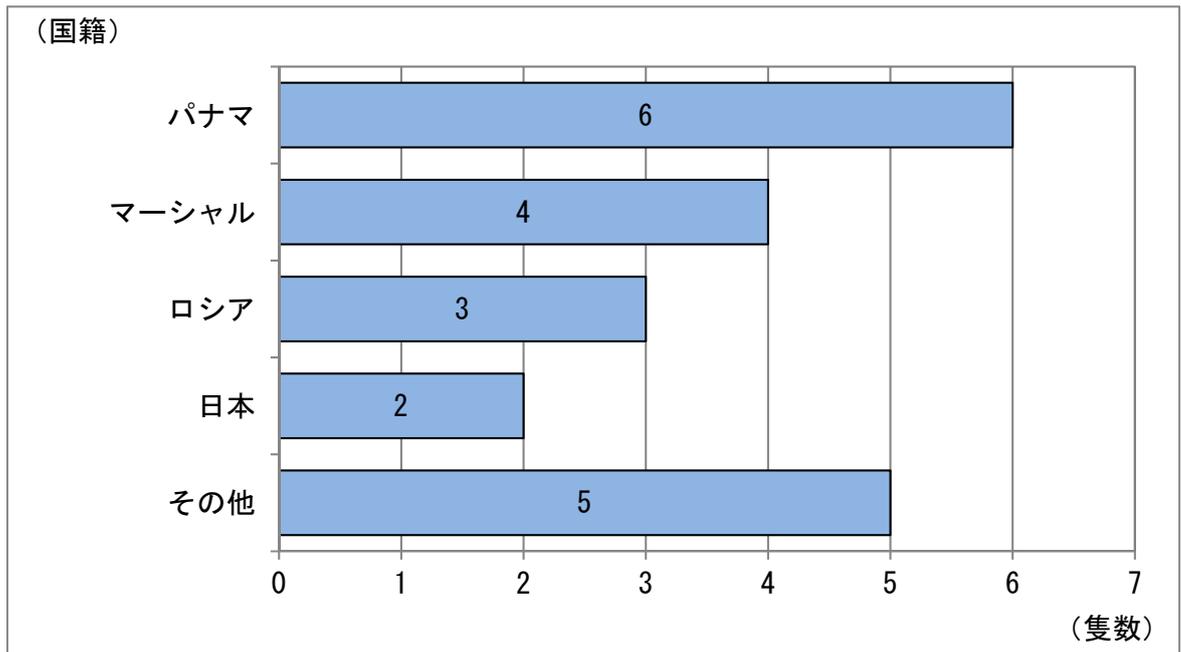
船舶の種類別では、タンカーが60%、次いで一般貨物船が30%を占めている。また、日本関連船舶は全体の30%を占めている。

### ○ 船舶運航会社の国籍の内訳



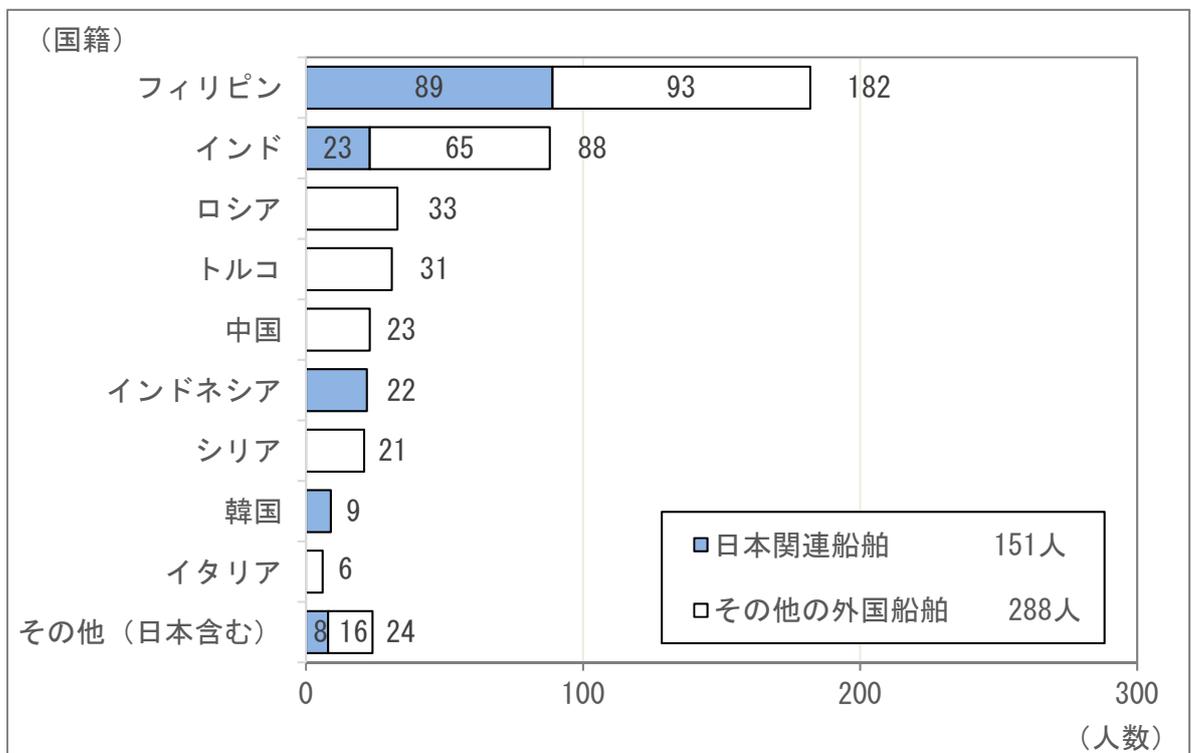
船舶運航会社の国籍別では、日本が全体の25%を占めている。

○ 船籍の内訳



船籍別では、パナマ籍船が全体の30%、次いでマーシャル船籍が20%を占めている。

○ 乗組員の国籍の内訳



乗組員の国籍別では、フィリピン人が全体の約42%、次いでインド人が20%を占めている。

### P-3C 哨戒機による監視活動

- 飛行回数：225回（累計2,653回）
- 飛行時間：約1,440時間（累計約19,610時間）
- 確認した商船数：21,008隻（累計222,592隻）
- 護衛艦、諸外国艦艇等及び商船への情報提供回数：734回  
（累計15,155回）



警戒監視中の P-3C 哨戒機



P-3C 哨戒機機内で警戒監視を行う海上自衛官

## コラム⑤ 松本経済産業副大臣（当時）のジブチ訪問

2020年2月6日、松本経済産業副大臣（当時）は、アフリカ諸国歴訪の一環としてジブチを訪問し、自衛隊の拠点を訪視しました。同副大臣は、隊員に対し、酷暑地における過酷な任務を労うと共に、健康に留意するよう激励の言葉を述べました。



哨戒機について説明を受ける様子

## ウ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法

2008年にアデン湾における海賊事案の発生件数が急増し、2010年以降には被害がインド洋やアラビア海にまで拡大した。

このような状況に対し、他の主要海運国においては、当該海域を航行する自国船舶に小銃を所持した民間武装警備員の乗船を認める措置を講じており、我が国においても国民生活に不可欠な物資を輸送する日本船舶について、同様の措置を講じることがその航行の安全を確保する観点から強く求められていた。

このため、国民生活に不可欠な物資であって輸入に依存せざるを得ないものの輸送に従事する日本船舶であって、海賊行為の対象とされるおそれが高いものについて、国土交通大臣の認定を受けた警備計画に従って警備を実施する場合には、海賊行為による被害を防止するために小銃を用いた警備が実施できる制度を設けるなどの特別の措置を講ずることを内容とする「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」が第185回臨時国会で可決・成立し、2013年11月30日に施行された。

### ●海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法(平成25年法律第75号) 平成25年11月13日成立、平成25年11月30日施行

海賊行為が多発している海域において、国民生活に不可欠な物資であって輸入に依存せざるを得ないものの輸送に従事する日本船舶の航行の安全を確保するため、国土交通大臣の認定を受けた計画に従って、船舶所有者の依頼を受けた警備会社により実施される警備について、一定の要件を満たす警備員が小銃を所持した警備を行うことができることとする等の所要の措置を講ずる。

#### 概要

凶悪な海賊行為が多発している海域を航行する原油タンカー等において、小銃(ライフル銃)を所持した民間警備員による警備の実施を認めるため、銃刀法の特例等を規定する。

- ① 対象海域: 海賊多発海域に限定。  
対象船舶: 海賊行為による被害を受けやすいハイリスクの日本船舶に限定。
- ② 警備を実施しようとする船舶所有者に対し、船舶ごとに、使用する警備会社・警備の実施方法等について記載した警備計画を作成し、国土交通大臣の認定を得ることを義務付ける。
- ③ 警備会社(→役員の犯歴や訓練体制等)、及び警備員(→犯歴・技能・知識)について、一定の要件に該当する旨の国土交通大臣の審査・確認を受けたものに限る。
- ④ 認定を受けた計画に従う場合、小銃(ライフル銃)を所持した警備を行うことができる。



海賊多発海域において国民生活に不可欠な物資を輸送する日本船舶の安全を確保

## 海賊多発海域（法第2条第2号・令第1条）

図の青線及び陸岸により囲まれた海域のうち、**公海**である海域



<参照条文>

- 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）（抄）（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 海賊多発海域 海賊行為が多発している海域のうち、海賊行為による日本船舶の被害の防止を図ることが特に必要なものとして政令で定める海域をいう。

- 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（抄）（海賊多発海域）

第一条 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める海域は、北緯八度五十二分東経七十八度八分の点と北緯六度五十六分東経七十九度五十四分の点を結んだ線、北緯七度二分東経八十一度五十分の点、南緯十度東経八十一度五十分の点及び南緯十度東経三十九度四十八分の点を順次結んだ線、北緯二十五度五十九分東経五十六度二十四分の点と北緯二十五度五十分東経五十七度十九分の点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域（公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）に限る。）とする。

## エ 遠洋漁船に係る海賊情報に関する漁業協同組合等との連携

我が国の遠洋漁船が海賊被害を受けた場合等、当該漁船の船主や、所属する漁業協同組合等（以下「漁協等」という。）が当該情報に最初に接することも想定される。また、当該漁協等が所属船舶等に対し、注意喚起等の関連情報を提供することが有効である。

水産庁においては、漁協等と連携しつつ、上記のような情報の把握に努めるとともに、漁協等に対し必要な注意喚起・情報提供等を行っている。

### (3) 国際社会と我が国との連携・協力・交流

#### ア 各国派遣部隊との連携・協力による海賊対処

ソマリア沖・アデン湾における海賊対処は、我が国が参加する CTF151 が、参加各国の派遣部隊に対しアデン湾内の担当海域を割り振るとともに、ソマリア東岸沖の護衛任務を主任務とする EU 海上部隊 (EUNAVFOR) と艦艇の配備について調整しつつ、各国が協調して効率的かつ効果的に海賊対処行動を実施している。

また、我が国の護衛艦が護衛対象とする船舶は、日本関係船舶に限らず、その他の外国籍船から依頼を受けて、当該外国籍船を護衛することがあり、逆に、日本関係船舶が各国派遣部隊に護衛されてアデン湾を通過することもある。

さらに、我が国の P-3C 哨戒機による警戒監視で得られた情報については、我が国護衛艦や日本関係船舶のみならず、海賊対処を行う諸外国の部隊やその他の外国籍船にも情報提供している。逆に、各国派遣部隊から得られた情報が、護衛艦や日本関係船舶に提供されることもある。

このように、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処は、我が国の護衛艦及び P-3C 哨戒機と諸外国の部隊とが連携・協力しながら、日本関係船舶とその他の外国船舶とを分け隔てることなく実施している状況である。

なお、連合海上部隊 (CMF) 司令部及び CTF151 司令部とは連絡官や要員の派遣、機を捉えた表敬等を通じて、常に緊密な連携を確保している。

#### イ 各国派遣部隊との連携向上のための努力

定期的にバーレーンにおいて行われる SHADE (Shared Awareness and Deconfliction) 会議に参加し、各国との連携向上を図っている。当該会議は、ソマリア沖・アデン湾に部隊を派遣して海賊対処等を行う CMF・EUNAVFOR や中国・ロシア・インド等がメンバーとなり、各国派遣部隊による海賊対処を効率化させるための運用調整や情報共有を図るほか、商船業界との関係強化等にも取り組んでいる。

また、海賊対処活動において協力する各国部隊間の連携の強化及び情報共有を図るため、アデン湾において、2013年12月に日米韓共同訓練を実施したほか、2014年9月からは、EUNAVFOR 等とも共同訓練を実施するなど、海賊対処に係る国際的な連携・協力を一層強化する取組も進展している。

○ EUNAVFOR 参加部隊との海賊対処訓練

派遣海賊対処行動部隊は、戦術技量の向上及び EUNAVFOR との連携強化のために、アデン湾において海賊対処に係る通信訓練などの共同訓練を実施している。

[参考] 2020年の実績

| 時期  | 自衛隊の部隊    | EU 海上部隊                                     | 訓練項目                            |
|-----|-----------|---|---------------------------------|
| 1月  | 護衛艦「はるさめ」 | スペイン艦艇「ビクトリア」                               | 戦術運動、写真撮影                       |
| 2月  |           | スペイン艦艇「ビクトリア」                               | 立入検査、急患輸送、写真撮影、ヘリ発着艦            |
| 6月  | 護衛艦「おおなみ」 | スペイン艦艇「ヌマンシア」                               | 戦術運動、近接運動、小火器射撃、通信訓練、写真撮影、ヘリ発着艦 |
|     |           | スペイン艦艇「サンタマリア」                              | 近接運動、小火器射撃、通信訓練、写真撮影、ヘリ発着艦      |
| 7月  | 護衛艦「おおなみ」 | スペイン艦艇「サンタマリア」                              | 近接運動、対水上射撃、通信訓練、小型船等近接対応訓練、写真撮影 |
| 10月 |           | スペイン艦艇「サンタマリア」<br>スペイン空軍 P-3M<br>ドイツ海軍 P-3C | 写真撮影、ヘリ発着艦                      |



日スペイン海賊対処共同訓練の様子

○ CTF151 参加部隊との共同訓練

派遣海賊対処行動部隊は、戦術技量の向上及び CTF151 参加国海軍との連携強化のために、アデン湾において海賊対処に係るヘリ発着艦など共同訓練を実施している。

[参考] 2020年の実績

| 時期  | 自衛隊の部隊    | 相手国             | 訓練項目            |
|-----|-----------|-----------------|-----------------|
| 10月 | 護衛艦「おおなみ」 | パキスタン艦艇「ズルフィカル」 | 戦術運動、写真撮影、ヘリ発着艦 |



日パキスタン海賊対処共同訓練の様子

## ウ ソマリア沖・アデン湾沿岸国に対する連携協力及び法執行能力向上支援

### ○ 海賊の護送・引渡し訓練

海上保安庁では、2020年2月に海上保安監を団長とする派遣団をジブチに派遣し、逮捕した海賊の身柄の護送・引渡しに備え、関係機関と連携し海賊護送訓練を実施するとともに、海賊対策を含む海上保安に関する意見交換を実施した。



ジブチ沿岸警備隊等との海賊護送訓練

### ○ 海上犯罪取締り研修

海上保安庁では、独立行政法人国際協力機構（JICA）の協力のもと、2001年度から、ジブチ等の海上保安機関職員を我が国に招へいし、海賊対策に関する講義や捜査資器材取扱い実習等の「海上犯罪取締り研修」を実施し、ソマリア沖・アデン湾沿岸国の法執行能力向上を支援しており、新型コロナウイルス禍においても継続した支援を行うため、オンライン形式で開催できるよう検討を行っている。



捜査資器材取扱い実習

### ○ ジブチ沿岸警備隊能力拡充プロジェクト

海上保安庁では、JICAの協力のもと、2019年に開始した「ジブチ沿岸警備隊能力拡充プロジェクト フェーズ3」の枠組みにおいて、2020年2月には、短期専門家として海上保安官をジブチに派遣し、ジブチ沿岸警備隊職員に対して逮捕制圧技術の指導を行い、海上犯罪の取締り等に必要な法執行能力向上のための支援を行った。



逮捕・制圧術訓練

## エ 海賊情報の提供

海上保安庁では、海賊事案が発生した際、航行警報発出による日本関係船舶等への注意喚起を実施している。

## オ 海賊対策における国際協力の推進（図7）

我が国は、ソマリア沖・アデン湾の海賊問題の根本的な解決に向けて、ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ（CGPCS）等の国際会議に積極的に参画するとともに、周辺国の海上法執行能力の向上やソマリアの安定に向けた支援といった多層的な取組を推進している。

2009年にIMOが設置した基金に対し約1,553万米ドルを拠出し、イエメン、ケニア及びタンザニアにおける情報共有センター（ISC）の整備・運営を支援するとともに、周辺国の海上保安能力向上のためジブチに設置されたジブチ地域訓練センター（DRTC）の運用を支援している。2017年10月には、DRTC初の運用となる、日仏海洋安全保障セミナーが開催された。



DRTC

また、海賊訴追能力向上支援のための国際信託基金（CGPCSの下に設置され、現在、国連開発計画内に設置されたマルチパートナー信託基金事務所（MPTF）が資金管理を行っている。）に対し計450万米ドルを拠出しており、これまで同基金によってソマリア及びソマリア周辺国の法曹関係者の研修や法廷整備等が実施されている。

このほかにも、海上法執行能力の向上のため、前述の「海上犯罪取締り研修」、「ジブチ沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」等が実施され、2014年3月には、ジブチと我が国の間で「海上保安能力向上のための巡視艇建造計画」に関する書簡の交換（資金供与限度額：9億2,400万円）が行われた。この協力は、紅海の出口に位置しソマリア沖・アデン湾へと続く海上交通の大動脈となるジブチ沿岸の安全を確保するために、ジブチ沿岸警備隊の能力拡充に必要な機材を供与するものである。

これに基づき、ジブチ沿岸警備隊の活動能力の一層の強化のため、我が国は巡視艇2隻を供与し、2015年12月、その引渡し式が、アブドゥルカデル首相の出席の下で開催された。2隻の巡視艇はそれぞれ、ジブチの海に面した地域の地名をとって、「コール・アンガール」、「ダメルジョグ」と名付けられた。

また、2018年2月には、ジブチと我が国の間で「経済社会開発計画」に関する書簡の交換（資金供与限度額：1億5,000万円）が行われた。この協力は、ジブチ政

府に対し海上監視のための船舶機材等を供与することにより、テロ対策や沿岸警備体制の強化を図り、もって同国の海洋安全保障に寄与するものである。

ソマリアの安定に向けては、2007年以降、「基礎サービス改善」、「治安向上分野」及び「経済活性化分野」の三本柱からなる総額約5億米ドルの支援を実施している。

#### ○ 海賊と疑われる者の引渡し等に関する日・セーシェル覚書への署名

ソマリア沖・アデン湾付近において我が国当局により抑留された海賊行為を行った疑いのある者のセーシェル国内での訴追のため、2014年12月に同国との間で海賊と疑われる者の引渡し等に関する覚書の署名が行われた。この覚書に基づき、我が国はセーシェルとの間で海賊問題への対応に係る協力を進めている。

### カ 海賊対処行動に対するジブチ政府・地元住民の理解と協力

ソマリア沖・アデン湾において海賊対処行動を実施する自衛隊の部隊はジブチを拠点として活動している。自衛隊の活動は地元住民の理解と協力が欠かせない。このため、派遣海賊対処行動支援隊は、自衛隊の部隊が海賊対処行動を行うために必要なジブチ関係当局等との連絡調整を実施するとともに、派遣海賊対処行動航空隊と合同でスポーツ交流や日本文化紹介、ボランティア活動等を通じて、地元の人々と積極的に交流している。

2020年10月15日には、EU と共同でジブチへの支援物資供与式を開催し、2019年11月の豪雨・洪水被害を受けたジブチ市内の小中学校に対し、福島県南相馬市から託されたノートなどの文房具やバレーボールなどのスポーツ用具を寄贈した。EU 側からは文房具に加え、マスクやハンドジェル等の衛生用品が寄贈された。

本供与式は、ジブチにおける日 EU 協力としてジブチからも高く評価された。

本式典には、日本側から川口鑑三臨時代理大使、眞鍋輝彦派遣海賊対処行動支援隊司令、EU 側からエイデン・オハラ EU 代表部大使、ミカエル・デルル EU 支援部隊長、ジブチ側からジブチ政府高官、ジブチ市長、学校代表者らが参加した。



支援物資供与式の様



ジブチの小中学校に対して  
文房具などを寄贈する支援隊司令

## 図7 海賊対策における国際協力の推進

### 沿岸国の海上保安能力向上支援

- 国際海事機関(IMO)に約1,553万米ドルを拠出。ジブチに訓練センターを設立。イエメン、ケニア、タンザニアの海賊情報センターの整備・運営を支援。
- 海賊訴追能力向上支援のための国際信託基金に450万米ドルを拠出。
- イエメン、オマーン、ケニア、ジブチ、タンザニア、セーシェル及びソマリアの海上保安機関職員を対象とした本邦研修プログラムを実施。
- 2013年度から、ジブチにおいて沿岸警備隊能力拡充プロジェクト(2019年度からは第3期)を実施。また、2015年12月に同隊に巡視艇2隻を供与。2018年2月には同隊向けの船舶資材等の供与に係る無償資金協力「経済社会開発計画」に関する書簡を交換。

### 在ジブチ日本国大使館設置

- 2009年3月、外務省ジブチ連絡事務所を設置。
- 2012年1月、大使館へ格上げ(特命全権大使派遣)。

### 我が国の対ソマリア支援

〈2007-19年度支援実績：約5億米ドル〉

我が国は、情勢安定化のためにはソマリア自身の能力向上が喫緊の課題であるとの認識を国際社会と共有し、2007年以降、治安の強化及び人道援助・インフラ整備等の分野で支援を実施。現在、2014年4月に策定された国別援助方針に基づき、①基礎サービス改善、②治安向上分野、③経済活性化分野を三本柱として支援している。

#### ● 基礎的社会サービスの回復のための支援

食糧援助、保健、水、衛生、教育、基礎インフラ整備、人間の安全保障強化等の人道支援(UNICEF、UNHCR、UN-HABITAT、UNFPA、UNOPS、WFP、ICRC、IFRC、IOM、ILO、SRSG、人間の安全保障基金等経由)

#### ● 治安維持能力向上のための支援

ソマリア政府警察支援、国境管理強化による治安改善支援、爆発物処理の支援(UNDP、UNMAS、UNSOM等経由)

#### ● 国内産業の活性化のための支援

若年層や被災民の職業訓練、雇用創出、生計手段向上、マーケット修復及び企業開発(UNDP、UNIDO、UNOPS、ILO等経由)

#### ● アフリカ連合(AU)や政府間開発機構(IGAD)等地域機関を通じた警察能力構築支援や対テロ対策能力強化支援

#### ● 干ばつや飢饉対策のための緊急無償資金協力

食糧・栄養・保健、水・衛生分野等における支援(WFP、UNICEF、IOM、ICRC等経由)

## コラム⑥ 新型コロナウイルス禍での海賊対処活動

新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、海賊対処行動に派遣される護衛艦の派遣については、平素からの感染予防策（※）を徹底させるほか、感染者を乗艦させた状態で任務に向かうことがないよう、出港直後に全乗組員に対し PCR 検査を実施した上で、14日間にわたり日本近海で訓練等を行いつつ乗組員の健康観察を行った後、活動海域へ向け進出させることとしています。また、感染予防対策の一環として、護衛艦が補給等のため寄港する際には、上陸を制限する等の対策を講じています。

※平素から、手洗いや咳エチケットといった、標準予防策を徹底するとともに、派遣前に臨時健康診断を行うことで、感染症に罹患した隊員、感染症に罹患しやすい基礎疾患がある隊員等が乗艦することを防止。

P-3C 部隊の交代要員として派遣される隊員（P-3C に搭乗してジブチまで進出）についても、出発の2週間前から各基地において隔離措置を実施し、PCR 検査を行い、全員が陰性であることを確認したうえで、本邦を出発しています。民航機で進出した隊員については、ジブチ到着後も、ジブチ活動拠点内部において2週間の隔離措置を実施しています。

今後とも、派遣隊員が新型コロナウイルス感染症に感染するリスクを局限するため、活動拠点への部外者の出入りを制限する等の措置を取るとともに、手洗い、咳エチケット等の標準感染予防策を、引き続き徹底してまいります。



護衛艦上での PCR 検査

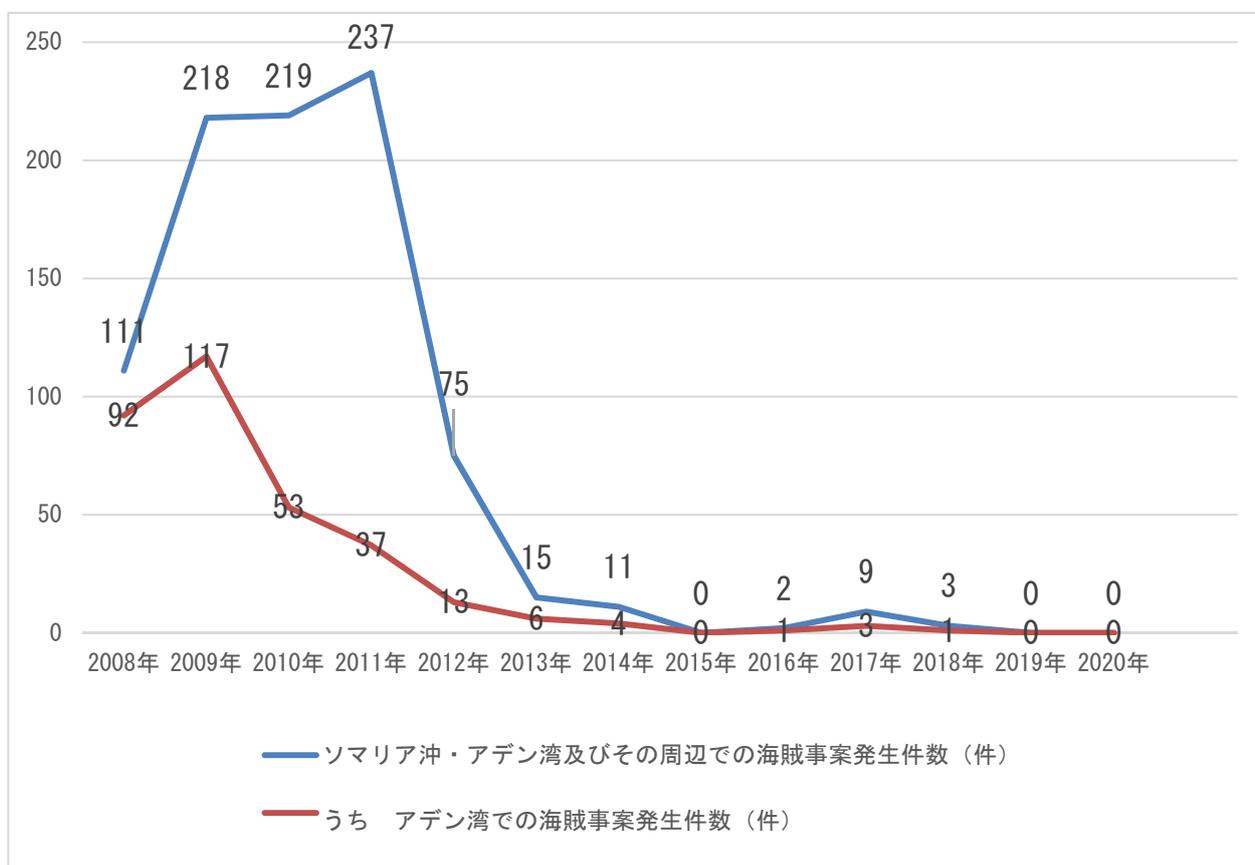
## (4) 取組の成果

### ア 海賊事案発生防止に大きく貢献

前述のとおり、増加し続けていたソマリア沖・アデン湾及びその周辺の世界海賊事案は、2012年以降大幅に減少した。アデン湾に限れば、発生件数は2010年から減少に転じ、2020年には前年に続き0件と低い水準で推移している。

これはソマリア沖・アデン湾で活動している自衛隊を始めとする各国海軍等のプレゼンスが海賊行為を抑止したものと考えられている。(図8)

図8 ソマリア沖・アデン湾及びその周辺での海賊事案発生件数 (IMB 年次報告)



## イ 自衛隊の護衛は海賊を抑止

自衛隊は、常時、護衛艦を派遣して海賊対処を行っており、これまで延べ4,043隻※の商船等を護衛してきた（2020年は20隻の護衛）。

この間、護衛対象船舶に対する海賊襲撃事案は一切発生しておらず、船舶運航者から多大な謝意を得ている（後述「コラム⑦」を参照）。

※ 海上警備行動による121隻を含む。



護衛艦から警戒監視中の隊員

## ウ アデン湾における我が国のP-3C哨戒機の活動について

自衛隊のP-3C哨戒機は、アデン湾における各国の警戒監視活動の約7～8割を担っており、これまで商船や近傍海軍艦艇等に対して情報提供（累計約15,155回）を実施し、他国艦艇の立入検査、武器の押収等に大きく寄与している。

これらの活動は、国際社会からも高い評価を受けている。



警戒監視に向かうP-3C哨戒機

## エ 海賊対処法の適用事例

2011年に発生した日本関係船舶に対する乗り込み事案に関して、我が国は米国海軍が拘束した海賊4名の引渡しを受け、海賊対処法を初めて適用し、逮捕勾留した上、同法違反の罪で東京地方裁判所に公判請求した。

本件については、2013年2月1日、海賊A及びBに対しそれぞれ懲役10年の実刑判決、同月25日、海賊Cに対し懲役5年以上9年以下の不定期刑、同年4月12日、海賊Dに対し懲役11年の実刑判決が言い渡されており、いずれも2014年7月までに確定している\*。

### ※ 罪となるべき事実の要旨

被告人ら4名は、共謀の上、私的目的で、2011年3月5日午後10時15分（日本時間）頃、アラビア海の公海上において、自動小銃を発射しながら、乗船していた小型ボートで、航行中のバハマ船籍のオイルタンカーに接近し、同船に乗り移った上、船長室ドアに向けて自動小銃を発射するなど、船長ら同船の乗組員24名を脅迫し、操舵室に押し入って操縦ハンドルを操作するなど、ほしいままにその運航を支配する海賊行為をしようとしたが、同月6日午後5時22分（日本時間）頃、アラビア海の公海上において、同船の救助に駆けつけた米国海軍に制圧されたため、その目的を遂げなかったものである。

（海賊対処法違反 同法第3条第2項、第1項及び第2条第1号並びに刑法第60条）

### <参照条文>

○ 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「海賊行為」とは、船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶を除く。）に乗り組み又は乗船した者が、私的目的で、公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）又は我が国の領海若しくは内水において行う次の各号のいずれかの行為をいう。

一 暴行若しくは脅迫を用い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の他の船舶を強取し、又はほしいままにその運航を支配する行為

（海賊行為に関する罪）

第三条 前条第一号から第四号までのいずれかに係る海賊行為をした者は、無期又は五年以上の懲役に処する。

2 前項の罪（前条第四号に係る海賊行為に係るものを除く。）の未遂は、罰する。

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（共同正犯）

第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

### 3 我が国の海賊対策に関する内外からの評価等

我が国における様々な取組は、各国首脳を含む国際社会から感謝の意が表明されるなど、高く評価されている。また、ソマリア沖・アデン湾で海賊対処に従事する海上自衛隊に対し、護衛を受けた船舶の船長や、船主の方々から、感謝のメッセージが多数寄せられている。

#### 【感謝のメッセージ】

<護衛を受けた船舶の船長から水上部隊への感謝のメッセージ>

護衛していただき誠にありがとうございます。この海域で貴方の存在を乗客の皆様が知ることで大変心強かったです。弊社及び船長である私はこの海域の安全を守り、またより安全な航行の場とする貴方の任務をありがたく思います。振り返れば、私が20年前に航行したときよりもかなり状況が変わっています。

我々の感謝の意を、貴方の多くの懸命で献身的な全ての乗員にお伝えください。

この場をお借りして、アデン湾での航行の間の貴方の貴重な尽力、支援、指導に深い感謝の意を示したいと思います。皆様のご健勝をお祈りします。



護衛艦から発艦するヘリコプターと航行中の船舶

## コラム⑦ 海賊対処行動に対し感謝！

一般社団法人日本船主協会は、100総トン以上の船舶の所有者、賃借人及び運航業者であって、日本国籍を有する者を会員とする全国的な団体であり、会員相互の意見の交換や諸般の動向の調査、研究などを通じ、諸問題の解決に努めております。ソマリア海賊問題については、これまで、ソマリア沖・アデン湾における自衛隊による日本関係船舶の護衛や、同海域を航行する日本籍船において、民間武装警備員による警備を可能とする法律の制定の要望を行うなど、国内外で各種取組を行ってまいりました。

2009年7月に海賊対処法が施行され、同法に基づく海賊対処行動が開始されてから10周年を迎えましたが、開始以来2020年12月末までの間、海上保安官が同乗する護衛艦により合計847回の船団護衛が行われましたが、護衛船舶に対する海賊事案は皆無であり、実際に護衛を受けた船舶の乗組員や船主から、多くの謝辞が述べられています。

2019年は、当会、国際船員労務協会および全日本海員組合合同でジブチを訪問し、厳しい環境の中で海賊対処活動の任務を遂行している自衛隊や海上保安庁の皆様、並びにこの活動を支援されている日本大使館等関係者の皆様方のご苦勞を目の当たりにし、感謝の念を一層強くいたしました。



防衛省における記念撮影

2020年は、新型コロナウイルスの世界的な蔓延により、ジブチ訪問は適いませんでしたが、11月には防衛省を、12月には海上保安庁を訪問し、協会会長より日ごろの活動に対する謝辞をお伝えしました。

海賊対処行動の継続的实施については、関係省庁のご支援の賜物と改めて深謝申し上げますとともに、日本から遠く離れたソマリア沖・アデン湾において、酷暑と緊張の中、日夜活動に当たられている自衛官及び海上保安官の方々に対し、改めて謝意と敬意を表したいと存じます。

【一般社団法人日本船主協会 常務理事 大森 彰】

## 国際機関及び諸外国からの評価

### 国際機関

- IMO から、ソマリア沖・アデン湾において海賊対処行動に従事した我が国派遣部隊が IMO 勇敢賞※受賞。（2009年11月）  
※ IMO 勇敢賞：海洋において危険を顧みず、目覚ましい働きをした個人、団体に対して授与されるもの。
- 国際海運会議所（ICS）から在英国日本大使館宛て、感謝状授与。（2009年7月）

### 首脳レベル

- アロヨ・フィリピン大統領（当時）：自衛隊の派遣を通じた我が国の海賊問題への積極的な対応を高く評価。（2009年6月）
- 潘基文・国連事務総長（当時）：日本のソマリア沖の海賊対策の支援を評価し感謝。（2009年7月）
- シン・インド首相（当時）：アデン湾での海賊対処のための各国海軍間の協力は高く歓迎されるべき。（2010年10月）
- ニヤシンベ・トーゴ大統領：ソマリア沖海賊対処における日本の取組を賞賛する。（2013年6月）
- ゲレ・ジブチ大統領：日本の自衛隊とその他の国の軍の力により、海賊のリスクは激減し、とりわけ今年は激減した。（2013年8月）
- ミッシェル・セーシェル大統領（当時）：海賊対策における日本の貢献に感謝している。（2013年6月）
- ゲレ・ジブチ大統領：自衛隊の海賊対処行動を含む国際社会の取組を評価。今後も支援を継続したい。（2016年8月）
- ゲレ・ジブチ大統領：海賊対策や地域安全保障における自衛隊の貢献に対し謝意。（2019年8月）

### 閣僚レベル

- クリントン米国国務長官（当時）※：日本によるアデン湾への2隻の艦船の派遣に感謝。（2009年2月）  
※ 日米安全保障協議委員会（日米2+2）共同発表においても、「海賊の防止及び根絶等により海上交通の安全を維持すること」が共通の戦略目標の一つとして確認されている。（2011年6月）
- ビルト・スウェーデン※外務大臣（当時）：EUとして日本の貢献を評価。（2009年9月）

※ 当時の EU 議長国

- ロムロ・フィリピン外務大臣（当時）：日本の艦船や哨戒機による護衛はありがたい。（2010年1月）
- アブディラフマン・ソマリア外務大臣（当時）：海賊対策やソマリアの治安対策への日本の貢献に謝意。（2014年3月）
- ハッサン・ジブチ国防大臣（当時）：引き続き、自衛隊を支援していきたい。（2014年5月 於：小野寺防衛大臣（当時）との会談）
- ハッサン・ジブチ国防大臣（当時）：自衛隊の海賊対処行動を高く評価。引き続き、自衛隊を支援していきたい。（2015年1月 於：中谷防衛大臣（当時）との会談）
- バードン・ジブチ国防大臣：海賊対処行動をはじめとする日本の協力について高く評価。引き続き、自衛隊を支援していきたい。（2016年8月 於：稲田防衛大臣（当時）との会談）
- バードン・ジブチ国防大臣：海賊対処行動をはじめとする日本の協力について高く評価。引き続き、自衛隊を支援していきたい。（2017年5月 於：宮澤防衛大臣政務官（当時）との会談）
- ユスフ・ジブチ外務・国際協力大臣：海賊対策において、自衛隊は決定的な役割を果たしている。（2017年5月 於：武井外務大臣政務官（当時）との会談）
- ユスフ＝ガラド・ソマリア外務・国際協力大臣（当時）：日本はいつも有益なパートナーであり、日本の人道支援、能力構築、海賊対策での支援に感謝する。（2017年5月 於：武井外務大臣政務官（当時）との会談）
- バードン・ジブチ国防大臣：引き続き、自衛隊を支援していきたい。（2017年9月 於：山本防衛副大臣との会談）
- ユスフ＝ガラド・ソマリア外務・国際協力大臣：ソマリア沖・アデン湾における海賊事案は日本を含む国際社会の支援とソマリアの努力により減少してきており、日本の支援に感謝する。（2017年9月 於：藪浦総理大臣補佐官（当時）との会談）
- ユスフ・ジブチ外務・国際協力大臣：日本のこれまでの経済協力や海賊対処を始めとする地域の安定化に向けた貢献に感謝する。（2017年11月 於：佐藤外務副大臣（当時）との会談）
- ユスフ・ジブチ外務・国際協力大臣：2009年以来、日本がソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動を実施していることを高く評価する。（2018年8月 於：河野外務大臣（当時）との会談）
- メリトン・セーシェル外務大臣：自衛隊によるソマリア沖及びアデン湾における海賊対処行動に感謝する。（2018年12月 於：河野外務大臣（当時）との会談）

## 部隊レベル

- ミラー米国第5艦隊司令官兼 CMF 司令官（当時）：自衛隊の水上部隊及び航空隊が CTF151 に参加することは、CMF として大変有意義である。  
（2013年12月）
- グリスビー在ジブチ米国軍司令官（当時）：ソマリア沖・アデン湾における海賊対処などの情報を共有できることは有益である。（2014年3月）
- ロード在ジブチ・フランス軍司令官（当時）：（小野寺防衛大臣（当時）からの「2014年1月、自衛隊と連携して海賊の身柄を拘束したフランス軍の対応を高く評価している」旨の発言に対し）ソマリア沖・アデン湾における海賊問題を根本的に解決するためにはソマリアに対する支援が重要である。（2014年3月）
- ザンベラス・イギリス第1海軍卿（当時）：日本の積極的な国際貢献を大いに歓迎するとともに、英国海軍は引き続き必要な支援を実施する。（2015年6月）
- シェール・ジブチ海軍司令官（当時）：日本の海賊対処への尽力に感謝する。引き続き、海賊撲滅のために力を貸していただきたい。（2015年7月）
- アクイリノ米中央海軍司令官兼第5艦隊司令官（当時）：日本の CMF を含む本地域への貢献に改めて敬意を表す。我々の活動が地域の安定に繋がっている。（2017年11月）
- スターニー米中央海軍司令官兼第5艦隊司令官（当時）：日本を始め各国のソマリア・アデン湾に対する関与に感謝する。海賊の脅威は依然として存在することから、引き続き各国の協力を要請する。（2018年11月）
- パウエル欧州対外活動庁危機管理・CSDP 局長、アントニオ・アタランタ作戦司令官、リカルド・アタランタ作戦部隊指揮官：（派遣海賊対処行動水上部隊と EU 海軍部隊によるジブチへの共同寄港に際して実施した日 EU 間のテレビ会議において）海賊対処活動における日本と EU の連携の重要性を確認した。（2020年10月）

## マルチの会合における我が国を含む各国の海賊対処行動の必要性（関連箇所抜粋）

- G8 サミット（ドーヴィル・サミット）における G8・アフリカ共同宣言（2011年5月）

我々は海上での協調された対応を通じ、海賊の脅威に対して断固たる対応を継続する決意を強調。
- 第10回アジア欧州会合（ASEM）外相会合の議長声明（2011年6月）

統一的な国際的取組により連携のとれた包括的な形で海賊に対処することが不可欠。
- 海上安全保障に関する G7 外相宣言（2015年4月）

我々は、CGPCS の下での能力構築作業部会を通じて、アフリカの角において実践されたように、また、アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)を通じてアジアで実践されたように、そして G7++ギニア湾フレンズ・グループ(FoGG) によって、ギニア湾において実践されたように、その効果を最大化するために、能力開発及び人材育成を積極的に調整し、支援する。
- 海洋安全保障に関する G7 外相声明（2016年4月）

我々は、海賊及び海上武装強盗並びにその他の不法な海上活動との闘いにおける地域のオーナーシップと責任の重要性を再確認する。我々は、CGPCS、FoGG、ReCAAP のような枠組みを通じて、地域的な海上保安能力を開発・支援し、不法な海上活動を支援する陸上の犯罪組織を追跡し、それらを訴追する能力を向上するための取組を称賛する。我々は、国連及びその専門機関、北大西洋条約機構（NATO）のオーシャン・シールド作戦及びアクティブ・エンデバー作戦、並びに EU の共通安全保障・防衛政策（CSDP）ミッション、特に、CMF 及び貢献国との緊密な連携の下で行われているアタランタ作戦及びソフィア作戦を称賛する。我々は、共通情報共有環境（CISE）を含む EU 海洋安全保障戦略及び G7 各国により策定された各戦略を歓迎する。

我々は、不法な海上活動の原因に取り組み、沿岸国が自身の脆弱性に対処するために、海上の管理、沿岸警備、災害救援、海上捜索救助、海上に関する情報の共有・統合、並びに立法、司法、訴追及び矯正といった分野における海洋安全保障及び海上安全のための能力向上支援を通じて協力していく決意を共有する。
- G7 サミット（伊勢志摩サミット）における首脳宣言（2016年5月）

我々は、国際及び地域協力を通じて、海上安全及び海洋安全保障、特に海賊との闘いを強化することの重要性を再確認する。
- 第6回アフリカ開発会議（TICADVI）ナイロビ宣言及びナイロビ実施計画（2016年8月）

ナイロビ宣言：我々は、海賊、違法漁業及びその他の海上犯罪を含む海洋安全保障に関する地域的及び国際的な取組を促進すること、及び海洋法に関する国際連合

条約（UNCLOS）に反映された国際法の原則に基づく、ルールを基礎とした海洋秩序を維持することの重要性を強調する。我々は、また、海洋に関する国際法に従い、アフリカ統合海洋戦略（AIM 戦略 2050）に反映された、国際的及び地域的な協力を通じて、海洋安全保障及び海上安全を強化することの重要性を強調する。海賊や武装強盗に対する海上安全及び海洋安全保障を強化し、海上保安に関わる人々の能力構築により、海事法の遵守を強化する地域的、大陸的、国際的な取組を支援する。

ナイロビ実施計画:海賊や武装強盗に対する海上安全及び海洋安全保障を強化し、海上保安に関わる人々の能力構築により、海事法の遵守を強化する地域的、大陸的、国際的な取組を支援する。

○ G7 ルッカ外相会合共同コミュニケ（2017年4月）

我々は、海賊行為及び海上武装強盗、海洋空間での国境を越えた組織犯罪及びテロ、人身取引、移民の密輸、武器及び麻薬の取引、違法・無報告・無規制漁業、並びにその他の違法な海上活動に対する非難を改めて強く表明する。我々は、海において実行される違法な活動との闘いを追求する中での、国及び地域のオーナーシップの重要性を再確認する。我々は、CGPCS、FoGG、ReCAAP によってなされた取組、並びに EU、NATO 及びその他の多国間海上作戦や独自の派遣国によって達成された成果を称賛する。

○ G7 トロント外相会合共同コミュニケ（2018年4月）

我々は、海賊行為、海上武装強盗、海洋空間での国境を越える組織的犯罪及びテロ、人身取引、移民の密輸、武器・違法薬物取引及び違法・無報告・無規制（IUU）漁業を含む海における違法な活動との闘いへのコミットメントを改めて表明する。我々は、違法な海洋活動を減少させ、一層実効的な海洋の管理、法執行能力及び海洋空間における地域協力に向けて取り組む上で、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ、ジブチ行動指針関係国、G7++ギニア湾フレンズ・グループ、アジア海賊対策地域協力協定を称賛する。我々は、アフリカにおける海洋安全保障上の課題に取り組むための各国及び地域主導の取組を前進させる上でより一層の進展を奨励する。

○ G7 ディナール外相会合共同コミュニケ（2019年4月）

我々は、海賊行為、海上武装強盗、海洋空間での国境を越える組織的犯罪及びテロ、人身取引、移民の密輸、武器・違法薬物取引及び違法・無報告・無規制（IUU）漁業を含む海における違法な活動との闘いへのコミットメントを改めて表明する。我々は、違法な海洋活動を減少させ、一層実効的な海洋ガバナンス、法執行能力及び海洋空間における地域協力に向けて取り組む上で、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ、ジブチ行動指針関係国、G7++ギニア湾フレンズ・グループ及びアジア海賊対策地域協力協定の活動を称賛する。我々は、ヤウンデ行動指針の運用における進展を賞賛し、アフリカにおける海洋安全保障上の課題に対処するための各

国及び地域主導の取組を前進させる上でのより一層の進展を奨励する。

○ 第7回アフリカ開発会議（TICAD7）横浜宣言2019（2019年8月）

我々は、海賊行為、違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び他の海上犯罪との闘い並びに国際法の諸原則に基づくルールを基礎とした海洋秩序の維持を含む海洋安全保障の分野において、二国間、地域的及び国際的なステークホルダーの協力を促進する必要性を強調する。

○ 国連安保理決議第2554号（2020年12月）

能力を有する各国・地域機関に対し、特に本決議及び国際法に従いつつ、海軍艦艇、軍用機を派遣することなどにより、ソマリア沖の海賊及び海上の武装強盗対策に参加することを改めて要請。（同決議主文12の概要）

## 【参考資料 1】

ソマリア沖・アデン湾及びその周辺における日本籍船及び邦船社が運航する外国籍船等の  
海賊被害状況（2007年～2011年※）

※2012年以降被害なし

### 2007年

| 番号 | 被害日時<br>(日本時間)   | 被害場所 | 概要            | 被害                       | 船籍  | 総トン数    | 船種           | 乗組員                                   | 積荷   |
|----|------------------|------|---------------|--------------------------|-----|---------|--------------|---------------------------------------|------|
| ①  | 10月28日<br>11:24頃 | アデン湾 | ハイジャック<br>ク事案 | 船用金、乗組員の金品、<br>通信機器、及びPC | パナマ | 6,253トン | ケミカル<br>タンカー | 23名<br>(韓国人2名、フィリピン人9<br>名、ミャンマー人12名) | ケミカル |

### 2008年

| 番号 | 被害日時<br>(日本時間)  | 被害場所 | 概要           | 被害                       | 船籍  | 総トン数          | 船種           | 乗組員                          | 積荷                 |
|----|-----------------|------|--------------|--------------------------|-----|---------------|--------------|------------------------------|--------------------|
| ①  | 4月21日<br>10:10頃 | アデン湾 | 航行中の<br>追跡事案 | 船体の左舷船尾に被弾<br>(乗組員に被害なし) | 日本  | 150,053<br>トン | 原油<br>タンカー   | 23名<br>(日本人7名、フィリピン人<br>16名) | なし                 |
| ②  | 7月15日<br>19:45頃 | アデン湾 | 航行中の<br>追跡事案 | 船橋付近に被弾<br>(乗組員に被害なし)    | パナマ | 11,590トン      | ケミカル<br>タンカー | 23名<br>(韓国人3名、ミャンマー人<br>20名) | ケミカル               |
| ③  | 8月23日<br>17:50頃 | アデン湾 | 航行中の<br>追跡事案 | 船橋付近に被弾<br>(乗組員に被害なし)    | パナマ | 14,103トン      | 一般貨物<br>船    | 20名<br>(全員フィリピン人)            | 工業用資<br>材・<br>機械類等 |

### 2009年

| 番号 | 被害日時<br>(日本時間)  | 被害場所  | 概要           | 被害                        | 船籍         | 総トン数     | 船種         | 乗組員               | 積荷  |
|----|-----------------|-------|--------------|---------------------------|------------|----------|------------|-------------------|-----|
| ①  | 3月22日<br>22:10頃 | ソマリア沖 | 航行中の<br>追跡事案 | レーダーマスト等に被弾<br>(乗組員に被害なし) | ケーマ<br>ン諸島 | 13,038トン | 自動車<br>運搬船 | 18名<br>(全員フィリピン人) | 自動車 |

### 2010年

| 番号 | 被害日時<br>(日本時間)   | 被害場所         | 概要            | 被害                                | 船籍  | 総トン数          | 船種           | 乗組員  | 積荷   |
|----|------------------|--------------|---------------|-----------------------------------|-----|---------------|--------------|--|------|
| ①  | 4月5日<br>21:00頃   | アデン湾         | 航行中の<br>追跡事案  | 船体後方左舷側及びデッ<br>キに被弾(乗組員に被害<br>なし) | パナマ | 98,747トン      | コンテナ<br>船    | 24名<br>(全員フィリピン人)                            | コンテナ |
| ②  | 4月25日<br>11:15頃  | インド洋         | 航行中の<br>追跡事案  | デッキに被弾<br>(乗組員に被害なし)              | パナマ | 159,929<br>トン | 原油<br>タンカー   | 27名<br>(インド人12名、フィリピン人<br>15名)               | 原油   |
| ③  | 10月10日<br>14:53頃 | ケニア<br>モンバサ沖 | ハイジャック<br>ク事案 | 2011年2月解放                         | パナマ | 14,162トン      | 多目的船         | 20名<br>(全員フィリピン人)                            | 鋼材   |
| ④  | 10月28日<br>04:30頃 | インド洋         | 航行中の<br>追跡事案  | 船橋付近に被弾<br>(乗組員に被害なし)             | 香港  | 161,045<br>トン | 原油<br>タンカー   | 27名<br>(中国人25名、バングラデ<br>シュ人1名、ミャンマー人1<br>名)  | 原油   |
| ⑤  | 11月20日<br>12:10頃 | インド洋         | 航行中の<br>追跡事案  | 煙突に被弾<br>(乗組員に被害なし)               | パナマ | 105,644<br>トン | コンテナ<br>船    | 24名<br>(インド人5名、フィリピン人<br>18名、バングラデシュ人1<br>名) | コンテナ |
| ⑥  | 12月13日<br>20:22頃 | アデン湾         | 航行中の<br>追跡事案  | 船橋窓破損<br>(乗組員2名軽傷)                | パナマ | 8,259トン       | ケミカル<br>タンカー | 21名<br>(韓国人2名、フィリピン人<br>19名)                 | ケミカル |

### 2011年

| 番号 | 被害日時<br>(日本時間)  | 被害場所  | 概要           | 被害                      | 船籍  | 総トン数     | 船種           | 乗組員  | 積荷   |
|----|-----------------|-------|--------------|-------------------------|-----|----------|--------------|--|------|
| ①  | 3月5日<br>21:00頃  | オマーン沖 | 乗り込まれ<br>事案  | 機器類の損傷<br>(乗組員に被害なし)    | バハマ | 57,462トン | 原油<br>タンカー   | 24名<br>(クロアチア人2名、モンテ<br>ネグロ人2名、ルーマニア<br>人2名、フィリピン人16名) | 燃料油  |
| ②  | 9月28日<br>21:30頃 | 紅海    | 航行中の<br>追跡事案 | 船体の左舷側に被弾<br>(乗組員に被害なし) | パナマ | 16,222トン | ケミカル<br>タンカー | 24名<br>(全員バングラデシュ人)                                    | ケミカル |

## 【参考資料2】

### 自衛隊の派遣部隊による対処事案の概要（2012年以降）

| 番号 | 事案の概要   |
|----|---|
| 1  | <p>2012年4月21日、警戒監視中のP-3C哨戒機が不審なスキフ※（乗員6名、はしご2本、船外機2機、ポリタンク多数、漁具なし）を発見、周辺航行中の船舶に一斉通報するとともに、バーレーンのCMF司令部に通報。</p> <p>CMF司令部における調整の結果、近傍に展開中の韓国艦艇が搭載ヘリを発艦し当該スキフに対応を開始したため、P-3C哨戒機は警戒監視任務に復帰した。 ※小型平底船</p>                                     |
| 2  | <p>2012年4月28日、警戒監視中のP-3C哨戒機が不審なスキフ（乗員8名、梯子1本、船外機2機、ポリタンク多数、漁具なし）を発見、周辺航行中の船舶に一斉通報するとともに、バーレーンのCMF司令部に通報。P-3C哨戒機は、引き続き当該スキフの監視を実施し、当該スキフがダウ船に接舷し乗員が移動しているのを確認。CMF司令部における調整の結果、近傍に展開中の韓国艦艇が当該スキフに対応する旨の通報を受けたため、P-3C哨戒機は警戒監視任務に復帰した。</p>  |
| 3  | <p>2012年6月18日、商船が海賊から攻撃を受けているとの情報を受け、警戒監視中のP-3C哨戒機が現場に急行したところ、不審なスキフ（乗員6名、船外機2機、ポリタンク多数、梯子らしきものを搭載）を発見。近傍航行中のロシア艦艇に当該スキフの情報を通報したところ、ロシア艦艇は搭載ヘリを発艦して対応を開始。近傍航行中の米艦艇も、搭載ヘリを発艦して対応を開始したため、P-3C哨戒機は米艦艇とも情報交換を実施し、警戒監視任務に復帰した。</p>           |

|          |  |
|----------|--|
| <p>4</p> | <p>2014年1月18日、アデン湾東部を航行中の民間船舶がダウ船及びスキフに襲撃されているとの情報を受け、護衛活動中の護衛艦「さみだれ」が搭載ヘリを発艦して現場に急行させたところ、不審なダウ船及び曳航されているスキフを発見。当該ヘリは当該ダウ船の動向監視を実施し、CTF151司令部に情報提供を行った後、元の任務に復帰した。</p> <p>引き続き、アデン湾を警戒監視中のP-3C哨戒機が当該ダウ船の動向監視を実施し、CTF151司令部に情報提供を行った。その後、同司令部における調整の結果、現場海域に向け航行中の仏艦艇が搭載ヘリを発艦して対応を開始したため、P-3C哨戒機は当該仏艦艇に対応を引き継ぎ、警戒監視任務に復帰した。</p> <p>なお、当該仏艦艇は当該ダウ船に対して立入検査を実施。海賊らしいソマリア人5名が投降。当該ダウ船（インド籍船と判明）の乗員を解放した。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> |
| <p>5</p> | <p>2017年4月8日深夜、アデン湾の国際推奨航路において貨物船が海賊に乗っ取られた可能性があるとの情報を受け、CTF151司令部と調整し、派遣海賊対処行動航空隊のP-3C哨戒機がジブチから現場に急行し、9日午前まで当該貨物船の動向監視を行った。</p> <p>現場に到着したP-3C哨戒機は、当該貨物船と無線通信を行い、すでに当該貨物船は海賊に乗り込まれていること、乗員19名は全員が船内の避難区画に避難し人質とはなっていないことを確認し、CTF151に情報提供を行い、数時間におわたる当該貨物船の動向監視の後、現場海域に到着した複数の艦艇に対応を引き継ぎ、ジブチに帰投した。</p> <p>なお、当時、自衛隊の福田海将補が司令官を務めていたCTF151司令部が、CTF151の各国部隊との連絡調整に加え、EUNAVFOR等と緊密に連携して対応し、当該貨物船の乗員は他国の艦艇により救出された。</p>  |